



鳥取県公報

平成 27 年 1 月 13 日 (火)
号外第 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **監査公告** 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (1) 2

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成24年11月19日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成23年度決算に係る定期監査の結果に関する報告（以下「平成23年度決算監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので同項の規定により別冊のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成23年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので併せて公表する。

平成27年 1 月13日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	浜	田	妙	子
鳥取県監査委員	安	田	優	子

平成27年1月13日付鳥取県公報号外第3号別冊

平成23年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

機関名	指摘事項	講じた措置
<p>総務部 関西本部</p>	<p>行政財産使用料（建物）について、調定が遅延していた。</p>	<p>平成23年4月に異動してきた担当者が、年度当初に調定すべきところを、第1四半期終了後に調定するものと誤認し、上司も進行管理を怠っていたのが原因である。 再発防止のため、所属の全体会議で指摘事項等を周知するとともに、過去の監査結果と併せて電子会議室に掲載し、年度当初の人事異動時等においても電子会議室を利用して再確認することとした。</p>
<p>総務部 財源確保推進課</p>	<p>普通財産（建物）について、解体撤去に係る事務手続終了報告が遅延していた。</p>	<p>工事完了に伴う完成検査終了後、直ちに工事執行課から引渡明細書及び図面を受領して、事務手続終了報告を行うべきであったが、工事執行課から現地確認に際し図面は受領したものの引渡明細書を受け取らないまま担当者が人事異動したことにより、その督促を失念し、上司も進行管理が不足していたことが原因である。 再発防止のため、物件処理表を作成して、事務処理状況を把握することとし、毎月末に時点修正を行うことにより、担当内で事務の進捗状況を確認することとした。</p>
<p>総務部 福利厚生課</p>	<p>雑入（過年度恩給過払返納金）について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該返納金は、恩給受給者の死亡について、遺族から県に連絡がなかったため、過払いが生じ、生活困窮等の理由から、返納が滞っているものである。 改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。 また、当該返納金の債権管理事務マニュアルである「恩給過払金債権管理事務取扱要領」についても、平成25年3月に当該債権の性格や延滞金の取扱い等について所要の改正を行った。 平成23年度末時点の未収金案件は4件で、対応状況等は次のとおりである。 案件1 職員による対応が困難な債権であるため、平成18年度に財源確保推進課へ引き継ぎ、弁護士への外部委託により、債権回収に取り組んでいた。 平成24年度に債務者が死亡し、財産もないことを確認した。今後、徴収停止を予定している。 案件2 平成18年度に財源確保推進課へ引き継ぎ、弁護士への外部委託により、債権回収に取り組み、平成25年5月に完済した。 案件3 平成16年度に発生した返納金である。 平成22年度及び平成23年度は、全く返納されなかったが、平成25年2月に文書で催告（返納がない場合は弁護士への債権回収委託を検討する旨記載）した結果、納付が再開された。納付がない月があるため、平成25年10月に計画どおり納付するよう文書による催告を行った。 案件4 平成14年度に発生した返納金である。</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>平成 22 年度及び平成 23 年度は全く返納されなかったが、平成 25 年 2 月に文書で催告（返納がない場合は弁護士への債権回収委託を検討する旨記載）した結果、納付が再開された。返納額が計画より少ないため、平成 25 年 7 月に計画的に納付するよう文書により催告を行った。</p> <p>過払いによる新たな未収金が発生しないようにするため、平成 16 年 7 月から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を活用し、支払い月前に恩給受給者の生存を確認した上で、支払うこととした。</p> <p>この結果、平成 16 年 7 月以降の未収金新規発生額はゼロである。</p> <p>また、生活困窮等の理由から返納が滞ることもある中、文書及び電話等により返納を促し、平成 25 年度末時点における未収金額は、平成 23 年度末より 788,017 円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	3,290,267	130,000	3,160,267	658,017	2,502,250
	平成 23 年度 未収金	—	—	—	—	—
	小計	3,290,267	130,000	3,160,267	658,017	2,502,250
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			—	—	—
	平成 25 年度 未収金					—
計		3,290,267	130,000	3,160,267	658,017	2,502,250

総務部 人権・同和対策 課	専修学校等奨学資金貸付金 元利収入について、調定を行 っていないものがあつた。	<p>平成 24 年 4 月に未調定であつた 5 件の調定を行い、各債務者へ納入通知書を送付し、過年度滞納者分 1 件を除き、平成 24 年度中に収納した。</p> <p>未調定 5 件のうち、既に免除申請があつたものは 2 件で、平成 22 年度まで毎年免除の実績があつた 3 件について免除申請書類の提出を待ち、既に提出のあつた 2 件と併せて免除決定を行うこととしていたが、3 件から提出がないまま 2 件の免除決定を担当者が失念したこと及び上司も調定漏れをチェックしていなかつたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成 24 年度から、新たに置いた奨学金の調定事務を専任とする非常勤職員が免除決定の進行状況を電子決裁データベースにより把握し、また、免除決定を担当する職員が調定額を別途エクセルファイルで管理することにより、担当内で相互の進行管理を行うとともに、調定の起案に前年度の資料を添付し上司も確認しやすいよう工夫することとした。</p>
	鳥取県専修学校等奨学資金 貸付金について、未収金の額 は増加しており、依然として	当該貸付金は、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は各種養成施設に進学する能力を有しながら経済的な理由により、就学が困難なものに対して、貸与

機関名	指摘事項	講じた措置
	多額の未収金があった。	<p>したものであり、貸付業務は平成21年度で終了している。督促状を発行し、電話等による催告も行っていたが、各債務者の経済的事情等により回収が困難となっていることが原因である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該貸付金の債権管理事務マニュアルである「鳥取県専修学校等奨学資金貸付金債権管理事務取扱要領」についても、平成25年1月に改正し、催告書の発送回数及び保証人への催告等を明記し、さらに平成26年3月に債権区分を明確にし、また、外部委託の要件を明記する等、債権管理や事務処理手続の内容について改正した。</p> <p>さらに、平成24年度から、収入調定及び収納状況を管理する非常勤職員を配置し、正職員が納付交渉の催告業務に重点的に取り組めるよう事務分担の見直しを行った。</p> <p>従前からの未納者に対しては、債務者を未収金額等により分類し、債務者の状況に応じたきめ細かい催告、納付交渉、臨戸訪問等組織的な対応及び債権回収会社への外部委託等を実施し、過年度未収金については、保証人への催告を重点的に実施した。</p> <p>また、新規に発生した未納者に対しては、長期滞納者にならないよう、文書及び電話等により、年度内の収納に向けた取組を行った。</p> <p>この結果、平成25年度末未収金額は平成23年度末より3,316,043円減少するとともに、平成25年度未収金発生額は平成23年度より1,944,897円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金）		平成23年度末 未収金額	平成24年度 回収額	平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額 (不納欠損額)	平成25年度末 未収金額
過年度	平成22年度以前 未収金	21,139,214	3,013,992	18,125,222	3,042,348 (696,000)	14,386,874
	平成23年度 未収金	3,723,235	565,584	3,157,651	149,325	3,008,326
	小計	24,862,449	3,579,576	21,282,873	3,191,673 (696,000)	17,395,200
指摘以降	平成24年度 未収金			2,744,439	371,571	2,372,868
	平成25年度 未収金					1,778,338
計		24,862,449	3,579,576	24,027,312	3,563,244 (696,000)	21,546,406

機関名	指摘事項	講じた措置
福祉保健部 障がい福祉課	心身障がい者扶養共済事業収入（加入者掛金）について、依然として多額の未収金があった。	<p>当該加入者掛金は、心身障がい者扶養共済制度の掛金であり、経済的理由等により未納掛金を整理できないまま、制度から脱退したために、未収金が生じたものである。</p> <p>脱退後は加入者の地位を失っているため、納入意欲が激減し、加えて県の債権管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県心身障害者扶養共済制度加入者掛金未収金徴収要領」についても、平成25年7月に改正し、掛金を納付していない加入者以外の者に対して、毎年書面によりその債務の承認を求めるとする規定を追加した。</p> <p>従前からの未納者に対しては、消滅時効期間を経過し時効を援用されたものは不納欠損処分（平成25年度377,870円）を行い、消滅時効期間を経過していないものは、納付指導を行った。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、3か月以上滞納している加入者は制度の脱退要件を満たすため、期間満了日までに、心身障がい者扶養共済制度への加入継続の意思を電話等で確認し、重点的に納付指導を行うこととした。</p> <p>この結果、平成20年度以降の年度末時点での未収金新規発生額はゼロである。</p> <p>また、平成25年度末未収金額は平成23年度末より487,070円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金以外）		平成23年度末 未収金額	平成24年度 回収額	平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額 (不納欠損額)	平成25年度末 未収金額
過 年 度	平成22年度以前 未収金	1,563,490	0	1,563,490	109,200 (377,870)	1,076,420
	平成23年度 未収金	0	0	0	0	0
	小計	1,563,490	0	1,563,490	109,200 (377,870)	1,076,420
指 摘 以 降	平成24年度 未収金			0	0	0
	平成25年度 未収金					0
計		1,563,490	0	1,563,490	109,200 (377,870)	1,076,420

機関名	指摘事項	講じた措置
福祉保健部 障がい福祉課	鳥取県障害者手帳発行・管理システムサーバーに係るハウジングサービス提供業務委託契約について、契約書に定める履行報告（業務実績報告書）の受理が遅延していた。	契約相手方が四半期ごとに行うべき履行報告について、県及び契約相手方共に失念していたことが原因である。 再発防止のため、県及び契約相手方の双方が、履行報告の提出及びその督促について徹底することとした。 なお、平成 25 年 3 月 15 日以降は、関係データを県のクラウドサーバへ移行したため、本件業務は平成 24 年度で終了している。
福祉保健部 子育て応援課	鳥取県安心子ども基金特別対策事業補助金（保育所緊急整備事業）について、事業年度が当該年度を越えると判明しているにもかかわらず、債務負担行為を設定せずに年度を超えた交付決定を行っていた。	交付決定時、担当者は事業期間が年度を超えることを認識していたが繰越等に関する手続の認識がなく、決裁権者及び確認者が事業期間を見落とししていたこと、また予算要求時に事業期間についての精査が不十分であったことが原因である。 再発防止のため、今回の指摘事項を所属内で情報共有し、予算及び補助金に関する事務手続を再確認するとともに、複数の職員が申請内容等のチェックを行い、審査体制の改善を図った。
福祉保健部 青少年・家庭課	雑入（児童扶養手当返納金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。	当該返納金は、児童扶養手当の受給者が行うべき資格喪失届及び額改定届の提出遅延又は提出漏れ等により過払いが生じたものであり、督促状の発行並びに文書及び電話による催告を行ったが、納付に応じてもらえなかったことが原因である。 改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。 また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県児童扶養手当返納金事務取扱要領」についても、平成 26 年 3 月に改正し、債務者の償還状況等に応じて債権分類を行い、債権分類に応じた納付指導を行う等、適正に債権管理を行うことを明記した。 従前からの未納者に対しては、文書及び電話による催告の回数をこれまで以上に増やし、必要に応じて自宅を訪問する等、納付指導を充実させる。 さらに、経済的理由から一括返還等ができない場合は、履行期限を延期し分割納付させる等の柔軟な対応を行い、メリハリをつけて納付指導を行う。 また、納付指導に応じない者等に対しては、平成 25 年度から債権回収業務を外部委託し、未収金の減少に努めている。 新規に発生した未納者に対しては、必要に応じて各種手続の窓口となっている町村の協力を得て納付指導を行うとともに、経済的理由等により一度に納付できない者に対しては、分割納付させる等、確実に納付できるよう重点的に納付指導を行う。 また、新規に発生させないため、監査指摘以前から、児童扶養手当支給手続の窓口である町村に対して、受給者に各種手続を適切に行わせるよう指導しており、場合によっては手当の支給を一時停止する等の対応をとり、返納金の発生を未然に防止している。 この結果、平成 25 年度末未収金額は平成 23 年度末より 853,996 円減少した。

機関名	指摘事項	講じた措置
		また、平成 25 年度未収金発生額は平成 23 年度より 2, 201, 680 円減少した。

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	2, 687, 456	67, 000 (597, 216)	2, 023, 240	226, 000 (327, 620)	1, 469, 620
	平成 23 年度 未収金	2, 393, 680	40, 000	2, 353, 680	31, 720	2, 321, 960
	小計	5, 081, 136	107, 000 (597, 216)	4, 376, 920	257, 720 (327, 620)	3, 791, 580
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			251, 840	8, 280	243, 560
	平成 25 年度 未収金					192, 000
計		5, 081, 136	107, 000 (597, 216)	4, 628, 760	266, 000 (327, 620)	4, 227, 140

福祉保健部 医療政策課	雑入(看護職員修学資金等貸付金返還金等)について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。	<p>当該貸付金は、県内で就業意思のある看護職員養成施設等の在学学生に対して、修学上必要な資金を貸付けるものであり、退学、県外就業、未就業等の場合(全額返還)や、規模の大きい施設に就業等した場合(一部返還)に返還金が発生しており、定期的な文書催告以外の電話による催告が不十分であったこと、催告した記録の整理が一部出来ていなかったこと、滞納整理票による未収・完納の整理が出来ていなかったこと、さらに修学資金の免除条件がわかりにくかったことが原因である。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県看護職員修学資金等返還金債権管理事務取扱要領」についても、平成 26 年 7 月に改正し、分納を認める場合にその理由を明らかにする書類を具体的な規定として盛り込んだ。</p> <p>貸付金返還期間中の者に対しては、納付書や督促状送付時に併せて文書催告を送付したほか、返還期間終了後も返還が滞っている者に対しては、年 2 回(9 月及び 12 月)、全員に文書催告を行うなど、回収に取り組んだ。</p> <p>また、本人及び連帯保証人に対して、電話催告を行った。</p> <p>それでもなお、返還に応じない者に対しては、債権回収会社への委託を検討する。</p> <p>新規に発生した未納者に対しても、長期滞納者にさせないために、本人だけでなく連帯保証人に対して催告を</p>
----------------	--	--

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>行う。</p> <p>なお、平成 25 年度末の未収金額（10,799,503 円）が平成 23 年度（7,825,175 円）と比較し減少していないのは、過年度の未処理であった返還金調定を平成 25 年度に行ったことも要因の一つである。（1,548,652 円）</p> <p>今後の未収金発生防止策のひとつとして、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例を改正（平成 26 年 10 月）し、免除対象を拡大するなど、わかりやすい制度とするとともに、就業先を決定する最終学年となる 4 月に修学資金貸付制度について改めて周知することにより、返還対象者数の減少に努める。</p> <p>また、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則を改正（平成 26 年 10 月）し、返還月額 5 万円以上の者について、申し出があれば、返還月額を 5 分の 4 に減額できることとし、未収金の発生防止に取り組んでいる。</p> <p>なお、一定の条件を満たさなければ、返還が発生する貸付金であることを周知するため、貸付規則を改正し、申請時に提出する誓約書にその旨を明記した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金）		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	3,428,700	961,650	2,467,050	725,000	1,742,050
	平成 23 年度 未収金	4,396,475	1,115,194	3,281,281	989,328	2,291,953
	小計	7,825,175	2,076,844	5,748,331	1,714,328	4,034,003
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			3,013,135	1,223,307	1,789,828
	平成 25 年度 未収金					4,975,672
計		7,825,175	2,076,844	8,761,466	2,937,635	10,799,503

福祉保健部 倉吉児童相談所	児童福祉費負担金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。	<p>当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活困窮のため納付できる状況でないこと、あるいは児童相談所の措置に不満があり、納付されないことが原因である。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルについて、平成 26 年 3 月に改正し、弁護士等外部者による債権回収業務委託の内容について盛り込んだ。</p> <p>従前からの未納者に対しては、債務者全員に対して、平成 25 年 7 月に未納額を通知し、債務承認書を返送するよう依頼した。</p>
-------------------------	--	--

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>文書及び電話で催告しても応答がない場合は、複数の職員で家庭訪問による催告を行う。</p> <p>特に平成 25 年度は家庭の実情把握を兼ねて、県外及び国外在住者を除く全未納者に対し家庭訪問を計画し、実施した。</p> <p>面談では、特別な理由がない未納者には、計画的な納付により完納するよう依頼した。</p> <p>また、所属職員間の連絡を密にし、相談面接等の機会を捉え、ケース担当者以外の職員も対応することで効果的な催告を行うとともに、所属内で月 1 回程度負担金徴収会議を開催し、保護者及び家庭の状況を情報共有した。</p> <p>新規に入所措置を行う場合、保護者に対し負担金について丁寧な説明を行い納入への理解を得るとともに、滞納が生じた場合は督促状発送後速やかに保護者へ電話及び複数職員での家庭訪問等により催告を行う。</p> <p>この結果、平成 25 年度末未収金額は平成 23 年度末より 58,600 円減少した。</p> <p>また、平成 25 年度末未収金発生額は平成 23 年度より 332,800 円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成 23 年度末未収金額	平成 24 年度回収額 (不納欠損額)	平成 24 年度末未収金額	平成 25 年度回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末未収金額
過年度	平成 22 年度以前未収金	1,749,300	85,700 (98,500)	1,565,100	177,400 (19,800)	1,367,900
	平成 23 年度未収金	469,400	145,200	324,200	13,100	311,100
	小計	2,218,700	230,900 (98,500)	1,889,300	190,500 (19,800)	1,679,000
指摘以降	平成 24 年度未収金			401,100	56,600	344,500
	平成 25 年度未収金					136,600
計		2,218,700	230,900 (98,500)	2,290,400	247,100 (19,800)	2,160,100

福祉保健部 米子児童相談所	<p>児童福祉費負担金について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。</p> <p>督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活に困窮しているため納付できなかつたり、児童相談所に拒否感を持って納付されないことが原因である。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルについて、平成 26 年 3 月に改正し、弁護士等外部者による債権回収</p>
------------------	--------------------------------------	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>業務委託の内容について盛り込んだ。</p> <p>従前からの未納者に対しては、年1回債務者全員に催告書を送付し、個々の状況を踏まえた電話での催告、日常的な相談業務の中で随時家庭訪問を行う。</p> <p>また、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者への対応を協議する。</p> <p>さらに、職員による指導及び督促等に応じない滞納者については、弁護士へ債権回収を委託し、未収金の縮減を図ることとした。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、入所措置の際、負担金について丁寧な説明を行い納付への理解を得るとともに、一括納付が困難な者に対しては、分割納付などそれぞれの事情に応じた納付計画を提案し、計画書の提出により納付の意識付けを行う。</p> <p>この結果、平成25年度末未収金額は平成23年度末より1,622,800円減少した。</p> <p>なお、平成25年度末未収金発生額が平成23年度と比較し減少していないのは、生活困窮等のため毎月の調定額より納入可能金額が少ない債務者が増え、滞納額が月々嵩んでいくことによるものであるが、粘り強く債務者と関係づくりを行ったことにより新たに納入に応じるようになった長期滞納者もいることから日常的な相談業務の中で納付の意識付けを行う取組の効果は現れている。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成23年度末 未収金額	平成24年度 回収額 (不納欠損額)	平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額 (不納欠損額)	平成25年度末 未収金額
過年度	平成22年度以前 未収金	6,710,000	890,300 (2,052,200)	3,767,500	1,016,000 (233,000)	2,518,500
	平成23年度 未収金	1,310,100	320,900	989,200	374,100	615,100
	小計	8,020,100	1,211,200 (2,052,200)	4,756,700	1,390,100 (233,000)	3,133,600
指摘以降	平成24年度 未収金			1,799,400	365,900	1,433,500
	平成25年度 未収金					1,830,200
計		8,020,100	1,211,200 (2,052,200)	6,556,100	1,756,000 (233,000)	6,397,300

福祉保健部
皆成学園

過誤徴収した福祉型短期入所サービス費の還付について、償還金、利子及び割引料の科目で支出すべきところを、過徴収分と給付費との相殺で処理していた。

短期入所サービス費の過徴収分については、給付費と相殺することなく、償還金、利子及び割引料で支出すべきであり、個人負担分については同科目で支出し返還処理を行ったが、市町村負担金については、その事務処理を行っている鳥取県国民健康保険団体連合会に対して返還処理ができず相殺処理を行い、県の会計手続においても同様に相殺処理のままでよいと誤認したことが原因である。

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>再発防止のため、所属全体で今回の指摘内容について周知するとともに、会計事務等研修会に担当者等が積極的に参加することとした。</p> <p>また、研修で学んだ知識やノウハウの共有化や研修資料等を各職員が連携して使用できるよう「皆成学園研修DB」を作成し、職員全体の業務能力の向上を図った。</p>
<p>生活環境部 住宅政策課 (住まいまちづくり課)</p>	<p>雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>県営住宅の家賃滞納を理由として、県が入居者に対して県営住宅明渡し等請求訴訟を提起し、勝訴後に損害賠償金の支払いを求めるものであり、滞納者は、既に県営住宅を明渡し後、所在不明となる者も多く、所在が判明している者でも、無資力に近く返済が困難な状況であること、また債務者は滞納家賃と損害賠償金を支払わなければならないため、まず滞納家賃の返済から行っていることが原因である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>東部生活環境事務所及び中・西部総合事務所生活環境局において、滞納家賃と併せ損害賠償金の支払請求を行っている債務者に対しては、鳥取県債権管理マニュアルによる債権回収に係る外部委託の基準を満たすものを弁護士に委託し、平成25年度は約60万円の未収金を回収した。弁護士への委託によっても未収金が回収できない債務者に対しては、引き続き、平成26年度に弁護士へ委託することとした。</p> <p>住まいまちづくり課が、近年、支払請求していない未収金で、時効期間を経過していないものについては、債務者へ支払請求し、連絡のない債務者に対しては、平成26年度に弁護士に委託することとした。時効期間を経過した未収金についても、平成26年度に債務者に対して支払請求することとした。</p> <p>また、債務者への催告などの対応についての取扱要領を定め、確実な回収を進めることとし、新規に発生した未納者に対しては、引き続き、鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領により、東部生活環境事務所及び中・西部総合事務所生活環境局において家賃滞納の初期段階での納付指導を行い、長期滞納者の発生を未然に防止することとした。</p>

機関名	指摘事項	講じた措置																																														
未収金状況一覧表		(単位：円)																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">私債権（貸付金以外）</th> <th>平成 23 年度末 未収金額</th> <th>平成 24 年度 回収額</th> <th>平成 24 年度末 未収金額</th> <th>平成 25 年度 回収額</th> <th>平成 25 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">過 年 度</td> <td>平成 22 年度以前 未収金</td> <td>132,618,203</td> <td>55,200</td> <td>132,563,003</td> <td>783,313</td> <td>131,779,690</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度 未収金</td> <td>8,054,179</td> <td>91,837</td> <td>7,962,342</td> <td>0</td> <td>7,962,342</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>140,672,382</td> <td>147,037</td> <td>140,525,345</td> <td>783,313</td> <td>139,742,032</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指 摘 以 降</td> <td>平成 24 年度 未収金</td> <td></td> <td></td> <td>7,742,078</td> <td>0</td> <td>7,742,078</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度 未収金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10,055,309</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>140,672,382</td> <td>147,037</td> <td>148,267,423</td> <td>783,313</td> <td>157,539,419</td> </tr> </tbody> </table>		私債権（貸付金以外）		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	132,618,203	55,200	132,563,003	783,313	131,779,690	平成 23 年度 未収金	8,054,179	91,837	7,962,342	0	7,962,342	小計	140,672,382	147,037	140,525,345	783,313	139,742,032	指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			7,742,078	0	7,742,078	平成 25 年度 未収金					10,055,309	計		140,672,382	147,037	148,267,423	783,313	157,539,419	
私債権（貸付金以外）		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額																																										
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	132,618,203	55,200	132,563,003	783,313	131,779,690																																										
	平成 23 年度 未収金	8,054,179	91,837	7,962,342	0	7,962,342																																										
	小計	140,672,382	147,037	140,525,345	783,313	139,742,032																																										
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			7,742,078	0	7,742,078																																										
	平成 25 年度 未収金					10,055,309																																										
計		140,672,382	147,037	148,267,423	783,313	157,539,419																																										
生活環境部 住宅政策課 (住まいまちづくり課)	宅地建物取引主任者証交付申請手数料に係る証紙収入について、平成 23 年度下期分の証紙収入状況報告額に誤りがあった。	証紙収入状況報告書（データベース）への入力担当者が、収入金額（合計）欄に誤ってゼロを一つ多く入力し、確認者である上司も収入証紙徴収整理簿の金額と異なっているのを見過ごしたことが原因である。 再発防止のため、担当者がデータベースに入力した後、確認者が確認入力する前に、収入証紙徴収整理簿を供覧し、データベースへの入力金額と徴収整理簿の金額に齟齬がないか、確認者及び担当係長で確認することとした。																																														
商工労働部 食のみやこ推進課	食のみやこ鳥取県PR番組の制作・放送業務に係る委託契約について、契約書に定める放送確認書の受理が遅延していた。	契約締結時、受託者に対して放送確認書の提出について十分な説明を行っていなかったことから、督促を数回行ったものの平成 23 年 5 月分から放送確認書の提出がなく、実際に放送を聞いて委託内容の実施を確認したこともあり、年度後半の督促も不十分であったことが原因である。 再発防止のため、契約締結時に受託者と十分な打合せを行い、放送確認書の提出について徹底するとともに、毎月分の放送確認書が翌月 10 日を過ぎても提出されない場合は、委託契約に基づく 15 日までの提出を督促し、必要に応じて提出を求めて訪問することとした。																																														
農林水産部 農政課 (農林水産総務課)	ようこそ「食のみやこ鳥取県」販売拠点整備・学校給食食材コーディネーター業務事業に係る委託契約について、契約締結が遅延していた。	受託者の年度中途の変更に伴い、従前の受託者との精算に時間を要したため、変更後の受託者との契約金額の確定が遅れ、遅延したものである。 再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で共有し、委託契約が遅延しないよう周知徹底を図るとともに、受託者に対しても、今回の指摘内容を周知した。 なお、本事業は平成 23 年度で終了している。																																														
	食のみやこ鳥取県ブランド商品開発・販路開拓業務委託事業に係る委託契約について、契約締結が遅延していた。	当該委託契約は、前年度事業を検証した上で有効な事業を再構築する必要があること、平成 23 年度当初になって雇用の増員を希望する受託者があったことから、契約が遅延したものである。 再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で共有し、委託契約が遅延しないよう周知徹底を図るとともに、受託者に対しても、今回の指摘内容を周知した。 なお、本事業は平成 23 年度で終了している。																																														
農林水産部 経営支援課	農業改良資金貸付金について、依然として多額の未収金	当該貸付金は、農業の担い手が農業経営の改善を図るため、新たな農業部門の開始や新たな技術・生産方式の																																														

機関名	指摘事項	講じた措置
	<p>があった。</p>	<p>導入等の取組に無利子で貸し付けるものであり、延滞となった経緯は様々で、一律的な処理が難しい状況となっている。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>本件については、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県農業改良資金貸付債権保全等事務処理要領」に基づいて、鳥取県信用農業協同組合連合会及び県財源確保推進課と連携して、回収に取り組んでいる。</p> <p>平成23年度末時点の未収金案件は3件で、各対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件1</p> <p>平成19年7月から連帯保証人2名の計画納付であり、引き続き計画納付により、未収金の回収に努めた。</p> <p>なお、本人については、平成21年11月から計画納付となっていたが、平成25年3月以降の返済が途絶えており、連絡を試みるが納付の動きがない状況であり、引き続き電話等による催告を行っていく。</p> <p>案件2</p> <p>本人及び連帯保証人が死亡し、相続人全員の相続放棄を確認した。</p> <p>鳥取県債権回収マニュアル及び鳥取県農業改良資金貸付債権保全等事務処理要領に基づき、対応を検討していく。</p> <p>案件3</p> <p>平成24年8月、平成25年9月及び平成26年3月に文書による催告を行ったが、納付の動きがない状況である。</p> <p>引き続き、文書、電話等による催告を行っていく。</p> <p>この結果、平成25年度末未収金額は平成23年度末より1,511,776円減少した。</p> <p>なお、当該貸付金は、平成13年度以降新規貸付はなく、また、平成22年10月以降、当該貸付金の貸付機関が(株)日本政策金融公庫となった。</p>

機関名		指摘事項		講じた措置		
未収金状況一覧表 (単位：円)						
私債権（貸付金）		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	6,879,000	1,031,776	5,847,224	480,000	5,367,224
	平成 23 年度 未収金	0	0	0	0	0
	小計	6,879,000	1,031,776	5,847,224	480,000	5,367,224
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			0	0	0
	平成 25 年度 未収金					—
計		6,879,000	1,031,776	5,847,224	480,000	5,367,224
農林水産部 生産振興課		物品（片袖机外）の貸付けについて、物品貸付伺の作成等の一連の事務手続を行っていなかった。		<p>事務処理について、担当者任せになっており、上司の進捗管理が十分でなかったこと及び貸付対象物品の精査に時間を要するため、事務処理を先送りにし、そのまま失念していたことが原因である。</p> <p>今回の指摘を受け、平成 24 年 6 月から 8 月までの 3 か月間、とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館の立木等の行政財産の確認・整理のため緊急雇用創出事業を活用して雇用していた非常勤職員 2 名により、現地において既存物品の現状調査等を行い、平成 24 年 11 月に物品貸付契約を締結した。</p> <p>再発防止のため、業務管理及びその優先付けを徹底するとともに、業務内容等を担当者だけでなく、所属全体で情報共有を図り、必要に応じて担当間での業務補完体制を整備する。</p>		
県土整備部 河川課		雑入（河川法第 67 条による原因者負担金）について、依然として多額の未収金があった。		<p>平成 23 年度末時点の未収金案件は 2 件であり、当該未収金は、法人 A の残廃土堆積場の崩落による河川の閉塞及び法人 B の採石場の崩落による河川への PCB の流出に対するものである。それぞれ、事故発生時早期に対応する必要が生じ県が対策工事を行ったが、その原因者負担金について、債務者（原因者）からの支払が滞っているものである。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を参考に債権回収を行うこととした。</p> <p>各案件における対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1</p> <p>法人 A については、平成 19 年 5 月に会社が清算終了しており、債権回収は困難である。当該債権とは別に、旧役員に対し損害賠償を請求しているが、旧役員 3 名中 1 名は自己破産、残る 2 名は年金生活者であり、やはり回収は困難な状況である。</p>		

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>平成 25 年 9 月に差押手続を弁護士に委託し、預金 2,313 円を差押え、債権を一部回収した。また、差押効果として時効が中断となった。回収は困難な状況ではあるが、引き続き納付の督促を行っていく。</p> <p>案件 2</p> <p>法人 B については、会社が廃業状態であり、回収は極めて困難な状況である。</p> <p>平成 25 年度は、法人 B 社長宅を臨戸し、交渉した結果 10,000 円の納付があった。今後も引き続き納付の督促を行っていく。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	936,245,732	0	936,245,732	12,313	936,233,419
	平成 23 年度 未収金	—	—	—	—	—
	小計	936,245,732	0	936,245,732	12,313	936,233,419
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			—	—	—
	平成 25 年度 未収金					—
計		936,245,732	0	936,245,732	12,313	936,233,419

県土整備部 鳥取空港管理 事務所	行政財産使用料（土地）について、調定が遅延しているものがあつた。	<p>平成 24 年 3 月までに全納となった。</p> <p>年度当初に収入調書の決裁を受けたにもかかわらず、担当者が確認入力を失念し、納入通知書を発行し忘れたまま簿冊に綴り込んだことが原因である。</p> <p>再発防止のため、副査が納入通知書の発行を確認の上、収入調書に「納入通知書発行済」のゴム印を押印し、主査が収納状況一覧表で確認するとともに、係内で歳入表の供覧を行いチェックすることを徹底した。</p>
県土整備部 鳥取港湾事務所	港湾施設使用料について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があつた。	<p>当該使用料は、鳥取港の港湾施設（主に野積場）の使用許可に伴うもので、未収金の大半を占める法人債務者は会社が倒産状態で、また個人債務者の一部は行方不明であり、回収が困難な状況である。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「港湾施設使用料等債権管理要領」について、平成 26 年 3 月に改正し、債権回収の具体的手順の内容について盛り込んだ。</p> <p>平成 23 年度末時点の未収金案件についての法人及び個人債務者への対応状況等は次のとおりである。</p> <p>法人の債務者</p> <p>法人の債務者 12 件の内 10 件 3,311,563 円については、平成 25 年 10 月から 11 月にかけて法人代表者との面談に</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>より交渉した結果、平成 25 年 11 月に回収した。</p> <p>残り 2 件 29,400 円については、法人代表者の行方を追求するも未だ特定することが出来ないため、平成 26 年度は弁護士法人へ外部委託し債権回収を進める。</p> <p>個人の債務者</p> <p>個人の債務者については、臨戸訪問を推し進め、催告を強化した結果、平成 25 年 6 月、1 件回収した。</p> <p>この結果、平成 24 年度末の不納欠損額 2,409,394 円を含め平成 25 年度末未収金額は平成 23 年度末より 5,629,537 円減少した。</p> <p>また、平成 25 年度未収金発生額は平成 23 年度より 8,533 円減少した。</p> <p>しかしながら、残りの未収分については、音信不通等により回収が困難な状況であるため、平成 26 年度は弁護士法人へ委託し債権回収を進める。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	5,841,260	5,330 (2,409,394)	3,426,536	3,323,060	103,476
	平成 23 年度 未収金	109,284	61,488	47,796	0	47,796
	小計	5,950,544	66,818 (2,409,394)	3,474,332	3,323,060	151,272
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			188,682	119,698	68,984
	平成 25 年度 未収金					100,751
計		5,950,544	66,818 (2,409,394)	3,663,014	3,442,758	321,007

<p>県土整備部 鳥取港湾事務所</p>	<p>財産貸付収入について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付収入は鳥取港内の利用に伴うもので、債務者である会社の経営不振により、未収金が生じているのが原因である。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「港湾施設使用料等債権管理要領」についても、平成 26 年 3 月に改正し、債権回収の具体的手順の内容について盛り込んだ。</p> <p>平成 23 年度末時点の未収金案件は 1 件で、対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1</p>
--------------------------	------------------------------------	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>当該債務者は、平成7年から利用し平成11年度までは完済していたが、平成12年度頃から会社の経営不振により、平成12年から平成13年までの貸付料の支払ができなくなり、平成14年8月に銀行取引を停止している。</p> <p>平成25年1月、10月及び11月に会社の代表取締役と面談し、催告を行ったものの拒否されたが、今後も継続して催告を行う。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金以外）		平成23年度末 未収金額	平成24年度 回収額	平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額	平成25年度末 未収金額
過 年 度	平成22年度以前 未収金	10,439,287	0	10,439,287	0	10,439,287
	平成23年度 未収金	0	0	0	0	0
	小計	10,439,287	0	10,439,287	0	10,439,287
指 摘 以 降	平成24年度 未収金			0	0	0
	平成25年度 未収金					0
計		10,439,287	0	10,439,287	0	10,439,287

<p>東部総合事務所 生活環境局 (生活環境部 東部生活環境事務所)</p>	<p>家屋等貸付料について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付料は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するために設置されている県営住宅の家賃等であり、低所得者として県営住宅に入居されるため支払能力に乏しいことから、全体として多額の未収金が発生していることが原因である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領」についても、平成25年4月に改正し、賃貸借契約解除通知の対象に「常習的な滞納者が3月以上滞納した場合」を追加し、早期の滞納整理を段階的に実施し、慢性的な未収金の回収対策を講じた。</p> <p>従前からの未納者に対しては、引き続き、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納状況や訪問指導結果の状況を踏まえ、催告、納付指導、分割納付、契約解除及び訴訟などの手続を行うとともに、生活保護受給者については、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例である住宅扶助代理納付制度の活用を推進する。</p> <p>具体的には、入居中の長期滞納者に対しては住宅の明渡し請求により納付を求め、誠意ある対応がない場合は訴訟より速やかに明渡しを求める。退居した滞納者及び</p>
--	------------------------------------	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>その保証人に対しては文書催告を行い、必要に応じて分割納付を勧め、未収金の回収に努める。</p> <p>また、平成 24 年 11 月の意見交換会で、県営住宅の管理を委託している市町へ、納付指導の取組強化を依頼した。</p> <p>さらに、退居した滞納者に対しては、平成 25 年度から住宅政策課(平成 26 年度住まいまちづくり課に名称変更)が各総合事務所の債務を一括して、債権回収会社等へ外部委託し、債権回収を進める。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納者の生活状況に応じて滞納の初期段階の納付指導を徹底して新たな長期滞納者を発生させないよう取り組むこととした。</p> <p>この結果、平成 25 年度末未収金額は平成 23 年度末より 6,573,770 円減少した。</p> <p>また、平成 25 年度未収金発生額は平成 23 年度より 1,470,978 円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金以外）		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	38,358,572	4,478,075	33,880,497	1,234,048	32,646,449
	平成 23 年度 未収金	4,926,211	4,169,832	756,379	292,644	463,735
	小計	43,284,783	8,647,907	34,636,876	1,526,692	33,110,184
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			3,943,153	3,797,557	145,596
	平成 25 年度 未収金					3,455,233
計		43,284,783	8,647,907	38,580,029	5,324,249	36,711,013

中部総合事務所
福祉保健局母子・寡婦福祉資金貸付金
について、依然として多額の
未収金があった。

当該貸付金は、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立を目的として貸付しているもので、当該貸付の約 9 割が子どもの修学に係る貸付金であり、近年の雇用環境の悪化から、卒業後就職できず、あるいは母の失業等のため、当該家庭の経済状況が改善されず、償還が滞りがちとなっているのが原因である。

改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。

また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領」についても、平成 26 年 3 月に改正し、「県総合事務所長は、債務者の償還状況等に応じて債権分類を行い、債権分類に応じた納付指導を行う等、適正に債権管理を行うこと」を盛り込んだ。

未納者については、督促状に母子自立支援員等の書い

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>た手紙を同封、電話及び訪問により督促している。また、1か月滞納となった場合、生活状況の把握に努めている。</p> <p>過年度分未納者に対しては、通常の償還計画に加えて分割納付計画の提出を求め、ほぼ全ての者が分納に応じている。</p> <p>また、2か月に1回、支援（償還）会議を開催し、滞納者の生活状況等の情報に基づき、個々に応じた徴収方法を検討し、償還指導に結び付けている。生活状況が把握できない場合等、市町にも会議に参加してもらうよう協力を求めている。平成24年度は、1回市町の職員に会議に出席してもらい生活状況の情報提供を受けた。</p> <p>さらに、分納に応じず、対応が困難な案件については、引き続き平成24年度も弁護士に委託し、委託案件2件のうち1件は、定期的な納付を行うようになった。平成25年度は、債権回収会社へ委託した。</p> <p>分納で滞りぎみの未納者及び完納のめどが立たない者に対しては、連帯保証人への連絡を徹底するようにしている。</p> <p>新規に未収金が発生しないために、借主（母）及び連帯借主（子）に対し、貸付時及び最終学年在学時に面接を行い、併せて据置期間中にも借主及び連帯借主へ連絡を継続し、償還の意識づけを行うようにした。</p> <p>また、貸付期間中、借主に半年に1回在学証明書を提出してもらっているが、このときの提出依頼通知書に償還計画表を添付し、償還の意識づけを行っている。</p> <p>この結果、平成25年度末未収金額は平成23年度末より1,056,055円減少した。</p> <p>また、平成25年度末未収金発生額は平成23年度より25,085円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金）		平成23年度末 未収金額	平成24年度 回収額	平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額	平成25年度末 未収金額
過 年 度	平成22年度以前 未収金	5,836,207	1,787,444	4,048,763	631,938	3,416,825
	平成23年度 未収金	1,260,660	437,558	823,102	88,776	734,326
	小計	7,096,867	2,225,002	4,871,865	720,714	4,151,151
指 摘 以 降	平成24年度 未収金			819,520	165,434	654,086
	平成25年度 未収金					1,235,575
計		7,096,867	2,225,002	5,691,385	886,148	6,040,812

中部総合事務所 福祉保健局	雑入（保護費返還金徴収金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。	当該徴収金は、年金等の遡及受給や就労収入等の未申告により、生活保護費の返還金・徴収金が生じたものであり、滞納者は、既に返還対象額を費消しており、生活保護受給者や年金生活者等の生活困難者であるため、分割納付する者も多く、また、分割納付でも納付が困難であることが原因である。
------------------	---	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>また、死亡者については、相続人と連絡のとれない者、相続放棄の意向のある者、戸籍及び住民票をそのままにした行方不明者もあり、回収が困難な状況である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」についても、平成26年3月に福祉保健課が作成し、債権の管理と整理の具体的事務処理について盛り込んだ。</p> <p>従前からの未納者に対しては、滞納者の生計状況及び支払能力を勘案した分納額に減額見直しをした上で、履行契約書（確約書）を徴取し、不履行があれば速やかに電話、文書及び訪問により催告する。</p> <p>また、回収訪問時期は、手持金に比較的余裕のできる生活保護費支給日や年金支給日等に合わせて行うこととした。</p> <p>さらに、死亡者については、法定相続人の有無を確認し、法定相続人に対してあらかじめ債務状況を説明する等の周知を図った。その後、裁判所で相続放棄されていないことが確認できた法定相続人に対しては、債務承認の手続を指導した。なお、相続放棄した者はなかった。</p> <p>新たに未収金が発生しないための今後の対策としては、保護開始時と開始後年1回はパンフレットにより適正な収入申告をする届出義務の内容を説明し、定例訪問時にも繰り返し説明することにより、適正な収入申告の意識を高め、債権発生（不正受給）の防止を図る。</p> <p>また、平成24年5月に倉吉年金事務所に年金収入の一括調査を実施し、年金収入調査の徹底を図った。</p> <p>なお、平成25年度末未収金額及び平成25年度未収金発生額が平成23年度と比較し減少していないのは、過年度に分割納付を決定した未納者からの現年度分の徴収金の納付が進んでいないことが原因である。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成23年度末 未収金額	平成24年度 回収額	平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額	平成25年度末 未収金額
過年度	平成22年度以前 未収金	4,116,105	365,587	3,750,518	154,000	3,596,518
	平成23年度 未収金	984,076	159,940	824,136	73,000	751,136
	小計	5,100,181	525,527	4,574,654	227,000	4,347,654
指摘以降	平成24年度 未収金	/	/	935,402	52,000	883,402
	平成25年度 未収金	/	/	/	/	1,228,100
計		5,100,181	525,527	5,510,056	279,000	6,459,156

機関名	指摘事項	講じた措置
<p>中部総合事務所 生活環境局</p>	<p>家屋等貸付料について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付料は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するために設置されている県営住宅の家賃等であり、低所得者として県営住宅に入居されるため支払能力に乏しいことから、全体として多額の未収金が発生していることが原因である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領」についても、平成25年4月に改正し、賃貸借契約解除通知の対象に「常習的な滞納者が3ヶ月以上滞納した場合」を追加し、早期の滞納整理を段階的に実施し、慢性的な未収金の回収対策を講じた。</p> <p>従前からの未納者に対しては、引き続き、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納状況や訪問指導結果の状況を踏まえ、催告、納付指導、分割納付、契約解除及び訴訟などの手続を行うとともに、生活保護受給者については、住宅扶助代理納付制度の活用を推進する。</p> <p>具体的には、入居中の長期滞納者に対しては住宅の明渡し請求により納付を求め、誠意ある対応がない場合は訴訟により速やかに明渡しを求める。退居した滞納者及びその保証人に対しては文書催告を行い、必要に応じて分割納付を勧め、未収金の回収に努める。</p> <p>また、平成24年12月に、県営住宅家賃納付指導員意見交換会を開催し、債権の適切な管理執行を図った。</p> <p>さらに、退居した滞納者に対しては、平成25年度から住宅政策課(平成26年度住まいまちづくり課に名称変更)が各総合事務所の債務を一括して、弁護士法人へ外部委託し、債権回収を進める。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納者の生活状況に応じて滞納の初期段階の納付指導及び各種助成制度の紹介等徹底し、新たな長期滞納者の発生を未然に防止する。</p> <p>この結果、平成25年度末未収金額は平成23年度末より172,390円減少した。</p> <p>また、平成25年度未収金発生額は平成23年度より460,515円減少した。</p>

機関名		指摘事項		講じた措置		
未収金状況一覧表 (単位：円)						
私債権（貸付金以外）		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	2,457,600	344,800	2,112,800	188,200	1,924,600
	平成 23 年度 未収金	2,374,973	2,073,280	301,693	35,440	266,253
	小計	4,832,573	2,418,080	2,414,493	223,640	2,190,853
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			1,918,072	1,363,200	554,872
	平成 25 年度 未収金					1,914,458
計		4,832,573	2,418,080	4,332,565	1,586,840	4,660,183
西部総合事務所 福祉保健局		雑入（保護費返還金徴収金） について、未収金の額は増加 しており、依然として多額の 未収金があった。		<p>当該徴収金は、年金等の遡及受給や就労収入等の未申告により、生活保護費の返還金・徴収金が生じたものであり、滞納者は、既に返還対象額を費消しており、生活保護受給者や年金生活者等の生活困難者であるため、分割納付する者も多く、また、分割納付でも納付が困難であることが原因である。</p> <p>また、平成 23 年度に債権の台帳的管理を開始し、財務イントラネットの活用により滞納状況の定期的チェックも行ったが、滞納者個々への折衝が十分にできていなかった。</p> <p>さらに、分任出納員が任命されておらず、現金を預かる方法も整備できていなかったため、十分な滞納整理ができなかった。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」についても、平成 26 年 3 月に福祉保健課が作成し、債権の管理と整理の具体的事務処理について盛り込んだ。</p> <p>従前からの未納者に対しては、全債務者に対して滞納額等を知らせ、納入を呼びかけた。</p> <p>また、平成 24 年度から庁内 LAN によるデータベース管理を導入し、台帳及び滞納整理表の運用、督促等の実施管理及び案件に係る情報共有を図った。</p> <p>さらに、平成 24 年度から分任出納員を設置し、担当を決めて督促を行うこととした。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、可能な限り初期対応により債権を回収することに努め、やむを得ず分割納付を認める場合でも、当該世帯の状況に応じ適切な分割計画となるよう配慮するとともに、間断ない納付指導に努めた。</p>		

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>今後、債務者との関係を保ち適切な指導・援助を行いながら、現実的かつ計画的な分納計画を作成し納付を求めていくとともに、分担を決め定期的に状況を確認しながら、組織的に督促を行う。</p> <p>なお、平成 25 年度末未収金額及び平成 25 年度未収金発生額が平成 23 年度と比較し減少していないのは、過年度に分割納付を決定した未納者からの現年度分の徴収金の納付が進んでいないこと及び平成 25 年度に大口（181 万円）が 1 件発生したためである。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	2,450,402	47,204	2,403,198	154,760	2,248,438
	平成 23 年度 未収金	939,839	135,940	803,899	16,600	787,299
	小計	3,390,241	183,144	3,207,097	171,360	3,035,737
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			1,001,287	53,000	948,287
	平成 25 年度 未収金					2,406,106
計		3,390,241	183,144	4,208,384	224,360	6,390,130

西部総合事務所 生活環境局	<p>家屋等貸付料について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付料は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するために設置されている県営住宅の家賃等であり、低所得者として県営住宅に入居されるため支払能力に乏しいことから、全体として多額の未収金が発生していることが原因である。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>また、当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領」についても、平成 25 年 4 月に改正し、賃貸借契約解除通知の対象に「常習的な滞納者が 3 ヶ月以上滞納した場合」を追加し、早期の滞納整理を段階的に実施し、慢性的な未収金の回収対策を講じた。</p> <p>従前からの未納者に対しては、引き続き、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納状況や訪問指導結果の状況を踏まえ、催告、納付指導、分割納付、契約解除及び訴訟などの手続きを行うとともに、生活保護受給者については、生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例である住宅扶助代理納付制度の活用を推進する。</p> <p>さらに、退居した滞納者に対しては、平成 25 年度から</p>
------------------	------------------------------------	--

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>住宅政策課(平成26年度住まいまちづくり課に名称変更)が各総合事務所の債務を一括して、債権回収会社等へ外部委託し、債権回収を進める。</p> <p>なお、低所得者向けの住宅という県営住宅の状況からも、新たな未収金の発生や未収金回収の大幅な改善は困難であると見込まれる。</p> <p>この結果、平成25年度末未収金額は平成23年度末より27,687円減少した。</p> <p>また、平成25年度未収金発生額は平成23年度より60,639円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権(貸付金以外)		平成23年度末未収金額	平成24年度回収額	平成24年度末未収金額	平成25年度回収額	平成25年度末未収金額
過年度	平成22年度以前未収金	22,126,465	2,188,553	19,937,912	1,199,914	18,737,998
	平成23年度未収金	7,018,494	4,879,103	2,139,391	645,294	1,494,097
	小計	29,144,959	7,067,656	22,077,303	1,845,208	20,232,095
指摘以降	平成24年度未収金			6,451,424	4,524,102	1,927,322
	平成25年度未収金					6,957,855
計		29,144,959	7,067,656	28,528,727	6,369,310	29,117,272

西部総合事務所 農林局	<p>国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>国営大山山麓土地改良事業負担金を2つの土地改良区が滞納しており、土地改良区の組織が脆弱であること、経営の苦しい農家からの償還が滞っていることや、死亡した組合員の相続手続きができていない等の理由から、土地改良区には県に負担金を納付するための原資がないのが原因である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>当該債権は、強制徴収公債権であり、債権回収は地方自治法第231条の3に基づき、地方税の滞納処分 の例により、行っている。</p> <p>滞納は2土地改良区だけであり、負担金の調定も平成26年度で終了するため、当該債権の債権管理事務マニュアルは作成していない。</p> <p>平成23年度末時点の未収金案件(土地改良区)は大山畑地土地改良区及び米子市伯仙土地改良区の2件で、各対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件1(大山畑地土地改良区)</p> <p>平成23年11月、平成24年5月及び同年7月に理事会に出席して今後の処理方針を協議し、滞納処分の実務を指導した。平成24年7月に、滞納者11名の内、大口滞納者2名の農地の差押を実施し、他9名は分納誓約書を</p>
----------------	--	--

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>提出して分納を開始した。 案件 2 (米子市伯仙土地改良区) 滞納者 2 名のうち 1 名の滞納処分に向けて財産を調査中であり、他の 1 名は死亡しており相続人調査が難航している。</p> <p>新規に発生した未納者 (農家) に対しては、長期滞納農家を作らないために、納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状を送付する等により、迅速に対応するよう土地改良区を指導することとした。</p> <p>この結果、平成 25 年度末未収金額が平成 23 年度と比較し減少していないのは平成 25 年度の調定額が分納額を上回っていたためであるが、分納は誓約どおりに履行されており、土地改良区による償還金回収の取組の効果は現れている。</p> <p>また、平成 25 年度末未収金発生額が平成 23 年度と比較し減少していないのは、納付があっても過年度分から充当しているためである。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	7,723,972	6,467,785	1,256,187	1,256,187	0
	平成 23 年度 未収金	6,261,669	1,280,260	4,981,409	2,371,854	2,609,555
	小計	13,985,641	7,748,045	6,237,596	3,628,041	2,609,555
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			6,393,419	1,219,576	5,173,843
	平成 25 年度 未収金					6,393,523
計		13,985,641	7,748,045	12,631,015	4,847,617	14,176,921

西部総合事務所
農林局

国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金の延滞金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。

当該延滞金は、各年度の国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金の未収金が完納となる都度、発生するものである。

まずは農地費負担金の完納を目指し、その後当該延滞金についても、農地費負担金と同様に処理を進めていく。

機関名		指摘事項		講じた措置		
未収金状況一覧表 (単位：円)						
強制徴収公債権		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	2,770,890	0	2,770,890	0	2,770,890
	平成 23 年度 未収金	1,107,550	0	1,107,550	0	1,107,550
	小計	3,878,440	0	3,878,440	0	3,878,440
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金			1,123,090	0	1,123,090
	平成 25 年度 未収金					1,587,180
計		3,878,440	0	5,001,530	0	6,588,710
病院局 厚生病院		鳥取県立厚生病院検査室機器総合リース業務に係る契約外 2 件について、債務負担行為の限度額を超えて執行していた。		指摘を受けた 3 件の契約（契約期間：平成 19 年度～平成 23 年度）について、検査件数及び職員数が、平成 19 年度の契約時点より大幅に増加したことに伴い、支払額が債務負担限度額より超過することを、債務負担行為期間中に見通し可能であったにもかかわらず、平成 22 年度 2 月補正予算要求時にそのことを見落とししたことが原因である。 再発防止のため、最終年度を迎える債務負担行為に係る歳出予算要求時に、所要額を把握し、限度額の超過が見込まれるものについては、遅くとも前年度の最終補正予算に間に合うよう追加の債務負担行為を設定することを所属内で徹底した。		
教育委員会 人権教育課		鳥取県育英奨学資金貸付金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。		当該貸付金は、経済的理由により高校及び大学への修学が困難な者に対して、奨学金を貸与するもので、奨学生の見返意識の不足等により、未収金が発生しているのが原因である。 改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。 鳥取県債権管理マニュアルに基づき、「鳥取県育英奨学資金事務取扱マニュアル」を平成 26 年 3 月に改正し、未納者に対する催告状の発送基準及び債権回収の外部委託の基準を盛り込んだ。 また、平成 25 年 4 月から非常勤職員を 1 名増員して、未納になり始めた早い段階での電話督促を行い、未収金発生の予防に力を入れている。 さらに、未就職や出産など、所得の少ない期間の返還を猶予することで、継続安定的な返還が見込める仕組みを整備した。 従前からの未収金対策としては、電話督促や個別訪問による返還交渉を行い、状況によっては分割納付に応じる等柔軟に対応し、返還を促している。 それでも返還が進まない者については債権回収会社へ		

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>委託したり、悪質な未納者については法的措置を行うなど、厳正な対応を行っている。</p> <p>催告状や法的措置予告文書等は、本人だけではなく、保証人にも送付し、滞納状況を認識させ、返還を求めている。</p> <p>なお、平成25年度末未収金発生額が平成23年度と比較し減少していないのは、新規返還者（平成24年度約700名、平成25年度約700名増加）及び現年度調定額（平成24年度約22,000千円、平成25年度約55,000千円増加）の増加によるものである。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金）		平成23年度末 未収金額	平成24年度 回収額 (不納欠損額)	平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額 (不納欠損額)	平成25年度末 未収金額
過 年 度	平成22年度以前 未収金	42,637,536	8,251,397 (904,000)	33,482,139	7,280,200 (96,300)	26,105,639
	平成23年度 未収金	25,085,251	5,733,131 (7,200)	19,344,920	3,568,677 (80,400)	15,695,843
	小計	67,722,787	13,984,528 (911,200)	52,827,059	10,848,877 (176,700)	41,801,482
指 摘 以 降	平成24年度 未収金			26,421,987	6,149,829 (0)	20,272,158
	平成25年度 未収金					30,559,482
計		67,722,787	13,984,528 (911,200)	79,249,046	16,998,706 (176,700)	92,633,122

教育委員会 人権教育課	<p>雑入（進学奨励資金貸付金返還金）について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該返還金は、年度中途の退学等により生じた奨学金の過払金で、正規の奨学金の返還もあるため、未収金が発生しているのが原因である。</p> <p>改善策として、平成24年4月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置し、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法をまとめた「鳥取県債権管理マニュアル」を作成するとともに、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>従前からの未納者に対しては、催告状や法的措置予告文書等を、本人だけではなく、保証人にも送付し、滞納状況を認識させ、返還を求めている。</p> <p>また、電話督促や個別訪問による返還交渉を行い、状況によっては分割納付に応じる等柔軟に対応し、返還を促している。</p> <p>それでも返還が進まない者については債権回収会社へ委託したり、悪質な未納者については法的措置を行うなど、厳正な対応を行っている。</p> <p>この結果、平成25年度末未収金額は平成23年度末より483,500円減少した。</p>
----------------	--	---

機関名		指摘事項	講じた措置			
未収金状況一覧表		(単位：円)				
私債権（貸付金）		平成 23 年度末 未収金額	平成 24 年度 回収額	平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額
過 年 度	平成 22 年度以前 未収金	932,500	332,300	600,200	91,200	509,000
	平成 23 年度 未収金	78,000	15,000	63,000	45,000	18,000
	小計	1,010,500	347,300	663,200	136,200	527,000
指 摘 以 降	平成 24 年度 未収金	/	/	0	0	0
	平成 25 年度 未収金	/	/	/	/	0
計		1,010,500	347,300	663,200	136,200	527,000
警察本部		<p>過料等（放置違反金等）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該過料は、警察活動のうち、平成 18 年 6 月に放置駐車の確認事務を民間委託し、放置駐車違反車両の使用者又は所有者から当該過料を徴収するために導入された制度である。</p> <p>放置違反金は、放置違反金制度に基づき、放置駐車違反車両の使用者等から徴収するもので、納付命令を行った者の中には、支払い能力がない、市町村へ照会しても住居等が判明しないものがある。</p> <p>年々増加している未収金については、滞納者に対し督促を実施し徴収しているところであるが、現年度において放置駐車違反により新しく滞納者になった者がいるため、過年度の未収金に現年度の未収金に加わっていく状態である。</p> <p>改善策として、平成 24 年 4 月から庁内横断的に方策等の検討を行う「税外未収金に係る庁内会議」を設置するとともに、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととした。</p> <p>滞納者に対し文書、電話による催促を行い、納付に応じる者についても可能な限り面接し納付を促す。</p> <p>また、所在が判然としない者に関しては、車検証上の使用者住所宅付近で聞き込みを実施し転居先、職場稼働先等の手掛かりの入手に努めるとともに、親戚、交友関係に対する情報から、自治体等への照会を行い、所在の把握に努める。</p> <p>未収金が増加している原因として、放置駐車違反を犯した時点では滞納者として扱っておらず、納付命令、催促状を送付し、納期を過ぎた者を滞納者としており、滞納者になるまでに数か月を要することから、その後放置違反金の滞納者として調査を始めても、転居による所在不明や、既に車両を転売し所有者が相違していたり、場合によっては、調査の結果滞納者自身の死亡が判明することなどがある。</p> <p>放置違反金については、違反を犯した使用者に対する制裁であり、早急な調査が必要であると考え、計画的に未収金の回収を行い、当該過料の未収金率の縮減を図る</p>			

機関名		指摘事項	講じた措置			
			<p>こととしている。 この結果、平成 25 年度末未収金額及び平成 25 年度未収金発生額について、平成 23 年度との比較では減少していないが、平成 24 年度との比較では減少しており、取組の効果は現れている。</p>			
未収金状況一覧表						(単位：円)
強制徴収公債権		平成 23 年度末未収金額	平成 24 年度回収額 (不納欠損額)	平成 24 年度末未収金額	平成 25 年度回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末未収金額
過年度	平成 22 年度以前未収金	1,017,000	264,000 (15,000)	738,000	264,000 (96,000)	378,000
	平成 23 年度未収金	574,000	171,000	403,000	150,000 (0)	253,000
	小計	1,591,000	435,000 (15,000)	1,141,000	414,000 (96,000)	631,000
指摘以降	平成 24 年度未収金			1,302,000	603,000 (30,000)	669,000
	平成 25 年度未収金					600,000
計		1,591,000	435,000 (15,000)	2,443,000	1,017,000 (126,000)	1,900,000

2 意見

意見	講じた措置
<p>1 危機管理局 災害情報の収集、共有化と提供体制について（危機対策・情報課） 現在、災害時における県と市町村等の行政機関との情報共有手段は、専ら電話、ファクシミリ、電子メールであり、これらの情報手段により、災害情報の収集、共有化を図っている。 また、災害情報の県民への提供については、県が取りまとめた後、メディアへの資料提供、ホームページへの掲載、携帯メールへの発信等により伝達している。 このような情報収集、提供体制の場合、情報の収集と閲覧が同時に行われなため、行政機関同士の十分な情報の共有化が図りにくいこと、また、一旦、情報を取りまとめた上で、県民へ提供することとなるため、迅速性の確保に懸念が生じるといった問題点がある。 については、災害情報について県や市町村等の行政機関が共通で活用できる電子情報システムを構築し、行政機関における情報の収集、共有化を効果的に行うとともに、収集情報の整理や多様な媒体を活用した情報提供が自動的に行われるような体制づくりを検討されたい。</p>	<p>平成24年度2月補正予算で、総務省の補助金（防災情報通信基盤整備事業）を活用して、「災害情報システム」の構築に係る経費を予算措置した。 当該システムは、災害時において、県、市町村等の連携による災害対応業務の効率化や迅速化、住民等への情報伝達手段の拡充を図るため、災害情報（地図情報を含む）の収集・集約、情報共有により円滑な災害対応を行うもので、平成26年4月に運用開始した。 併せて、当該システムから公共情報コモンズ（一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するテレビ、ラジオ等のメディアを通じて災害情報を地域住民に迅速かつ効率的に提供する仕組み）を経由して県民へ情報配信することが可能となった。</p>
<p>2 総務部 未利用財産の有効活用について（財源確保推進課） 平成23年度に実施した定期監査において、遊休状態と思われる土地が確認され、財産が有効に利用されているとは言いがたい状況が見受けられたこと等から、平成24年度の定期監査の重点事項として公有財産（土地及び建物）の利用状況を調査した。 その結果、次のような改善すべき事項が認められた。 ア 未利用財産の利活用方策等の検討について 未利用財産の中には、美術館建設予定地や砂丘博物館予定敷地のように、計画していた施設整備が中止となったこと等により所管課で管理しているものがあつた。 しかし、これらの財産を管理している所管課の利活用の方針は不明確であつた。 所管課で管理しているこれらの未利用財産は、財源確保推進課が引き継いだ上で関係機関と連携して利活用方策を検討すべきと考える。 については、利活用の方針が不明確な未利用財産に関して、今後、設置が予定されている「県有資産マネジメント推進委員会」で外部の有識者の意見も踏まえながら利活</p>	<p>アについて 各部で管理している未利用財産も含めた未利用財産について、各部の意見聴取や現地踏査などを行い、その処理方針を一覧表にとりまとめるとともに、各部が平成26年度当初予算要求した新たな土地・建物の需給状況を一覧表にとりまとめた。 これらの資料を基に、平成25年12月に各部主管課長等で構成する県有資産マネジメント推進委員会（平成24年12月設置）を開催して、未利用財産の利活用について協議・検討を行った。 その結果、平成26年度は4回程度委員会を開催し、今後の状況変化等について随時情報提供しながら検討を進めていくこととした。</p>

意見	講じた措置
<p>用方策等の全庁的な協議・検討を行われたい。</p> <p>イ 未利用財産の把握について 公有財産の中には、障害者体育センターのグラウンドや鳥取砂丘こどもの国の用地のように、明確な使用目的がないにもかかわらず、所管課等が未利用財産として把握していないものがあつた。 このような財産が存在するのは、未利用財産の把握が各機関からの報告に基づいていることや各機関の財産の有効利用に対する意識が低いことも一因と考える。 ついては、公有財産の利用状況に係る検証や評価を定期的かつ客観的に行い、未利用財産の実態を明らかにすることにより、未利用財産が長期間にわたり放置されることのないような仕組みを検討されたい。</p> <p>ウ 未利用財産の売却について 未利用財産の中には、境界未確定等のため売却手続を行っていないものや公売を実施したものの未売却となっているものがあつた。 売却手続を行っていないものについては、境界確定に向けて引続き関係者と協議する必要がある。また、公売で不落札となっているものについては、売却地に関しての周知や再入札を実施する必要がある。 ついては、売却の障害となっている事項を解消するなど売却に関する環境を整備し、未利用財産の売却がより一層進むよう努められたい。</p> <p>エ 公有財産管理事務に関する支援体制について 各機関の所管する未利用財産の中には、境界の確定や権利関係の整理業務に時間を要することから引継ぎ等の事務処理が進んでいない状況が見受けられた。 各機関には、これらの業務に必要な経験や知識を持った者は少ないと思われる。 ついては、各機関における公有財産管理事務が円滑に実施できるよう、境界の確定や権利関係の整理等の業務に関して支援が行えるような体制を検討されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>イについて 平成 25 年 2 月に、財産所管課からの報告のない未利用財産を把握するため、全所属に対して各所属の未利用財産の所管状況を照会した結果、63 件の回答があつた。 この照会により新たに把握できた未利用財産 35 件及び監査結果報告書に掲げられた未利用財産 58 件について、所管課の意見聴取や現地踏査などを行った上で未利用財産の処理方針を一覧表にとりまとめた。また、各部が平成 26 年度当初予算要求した新たな土地・建物の需給状況を一覧表にとりまとめた。 これらの資料を基に、平成 25 年 12 月に各部主管課長等で構成する県有資産マネジメント推進委員会を開催して、未利用財産の利活用について協議・検討を行った。 その結果、平成 26 年度は 4 回程度委員会を開催し、今後の状況変化等について随時情報提供しながら検討を進めていくこととした。 今後とも、このような各課への照会や、県有資産マネジメント推進委員会での協議及び検討を毎年繰り返し行うことにより、未利用財産が長期間にわたり放置されることがないようにしたい。</p> <p>ウについて 一般競争入札の公告により不落札となった物件については、従来からインターネットを活用した入札を行い、それでもなお売却できない場合は、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会等に対する 1 年間の売却あっせん委託を行ってきた。 1 年を経て、なお売却できない物件については、これまでは数年間、地価の下落を待って、最低入札価格の見直しを行ってきたところであるが、平成 25 年度において、長期不落札物件の最低入札価格の検討を財産評価審議会に諮問し、平成 25 年 4 月に県中部の物件について現地調査が行われた。平成 25 年 7 月から 8 月にかけて県東部及び西部の物件についての答申を受け、これに基づく最低入札価格の改定により早期売却につなげていきたい。</p> <p>エについて 財産所管課への情報提供、助言等により、境界の確定や権利関係の整理などの専門業務を公益社団法人鳥取公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託する手法について周知が進んできたため、現在のところ、これらの相談は受けていないが、相談があれば随時助言を行う。 なお、鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託してもなお解決が困難な物件の解決を図る手法として、県として初めて平成 25 年 5 月に法務局の筆界特定制度を活用したところであり、今後、同制度の活用についても助言を行うこととする。</p>
<p>3 企画部（総務部） 鳥取情報ハイウェイの有効活用について （情報政策課）</p>	

意見	講じた措置
<p>鳥取情報ハイウェイは、平成 16 年 4 月より全面運用し、県内の情報通信の基幹回線として、通信サービスを円滑に提供している。</p> <p>この回線は岡山県まで接続されており、行政・大学等を中心に接続機関は128機関、ネットワーク設定数は996件と利用拡大が進み、行政や地域の高度情報化を進めている。</p> <p>一方、情報ハイウェイの整備は、当初約20億円という多額な費用をかけており、維持費についても年に1億円程度の費用が必要となっている。</p> <p>また、情報ハイウェイは、高速大容量の通信が可能で、高いセキュリティが確保できるなどのメリットがあるとされているにもかかわらず、現在、その容量に対し、通常の使用量は各区间で2パーセント程度にとどまっている。</p> <p>このことは、民間の情報インフラの整備が進む中で、県の情報ハイウェイのメリットが不明確となっていることも一因と考えられる。</p> <p>については、改めて、鳥取情報ハイウェイのメリットを明確にした上で、県庁各課、県内企業等に周知を図り、岡山県との相互利用も含め有効活用を図りたい。</p>	<p>鳥取情報ハイウェイ（以下「情報HW」という。）の利用状況については、主に行政ネットワークシステム接続件数の増加により平成 25 年度末においてネットワーク設定数が1,144件（平成 23 年度 83 件増、平成 24 年度 65 件増）となっており、年度計画の1,150 件には達しなかったが、概ね順調に増えてきている。</p> <p>ただし、民間企業が利用する場合、情報HWのアクセスポイントまでの通信手段に多額の費用が必要となることが多いことから、急激な利用の増は難しい状況である。</p> <p>そのため、情報HWの多面的な利用方法について、一般社団法人鳥取県情報産業協会と意見交換した結果、県情報産業協会 I T 高度化委員会の平成 25 年度検討テーマとして情報HWの民間利用について研究を行い、情報HWに対する理解は深まったが、具体的な活用等の提案にまでは至らなかった。今後、よいアイデアがあれば随時提案を受けるとした。</p> <p>また、県情報産業協会会員である中海テレビ放送に対して、同社の光ファイバー網と情報HWを接続することによる新たなサービス等の提案を行っており、現在検討作業中である。</p> <p>県内企業等への周知については、平成 25 年度に行ったハイウェイ強じん化整備工事及び庁内LAN強じん化事業について盛り込んだPRパンフレットを平成 26 年度中に作成し、鳥取県情報産業協会等を通じて関係団体等にPRするとともに、ネットワークシステムに関連する県補助事業に対して、積極的に情報HWの活用についてPRしていく。</p> <p>また、情報システム調達ガイドラインに基づくシステム協議（教育委員会、警察等も含む全ての県機関が対象）においても、情報HWを活用したシステム構築を指導しているところであり、平成 24 年度 30 件、平成 25 年度 24 件のシステム構築がなされた。</p> <p>岡山県との相互利用については、BCP（事業継続計画）対策として、有事の際の県庁内LANシステムの強靱化を図るため、接続している岡山県情報HWを利用して、平成 26 年 3 月に、庁内LANの複製サーバー機器を岡山県内のデータセンターに設置完了し、26 年度中に稼働に向けたシステム構築をし、稼働することとしている。</p>
<p>4 文化観光局（文化観光スポーツ局） 文化芸術情報の県民への提供について（文化政策課）</p> <p>現在、県のホームページに文化芸術活動の開催に係る情報をカレンダー形式で掲示している。</p> <p>しかし、県が団体から情報発信要望をとりまとめた後で、ホームページに掲示するようにしているため、掲載情報は一部の団体のものに限られており、情報量も少ない状況にある。</p> <p>文化芸術情報を、幅広く情報を収集すると共に利用しやすい形で提供していくことは文化芸術活動の活性化、鑑賞機会の拡充という面で重要な課題であり、鳥取県文化振興財団が発行している「Arte」を活用するなど文化団体等と連携し広範な文化芸術情報を取</p>	<p>鳥取県文化振興財団（以下、「財団」という。）と協議を行い、県ホームページと財団の文化芸術情報を集めたサイト「Arte」に相互リンクを貼るとともに、県ホームページについては、平成 25 年 3 月から、美術館等の情報を掲載し、また支援制度が探しやすくなるよう改訂を行った。</p> <p>また、検索機能を付加し、さらに閲覧者の利便性を高めた文化芸術情報サイトの構築と運営を財団に委託する予定であり、平成 26 年度内の運用開始を目指す（平成 26 年度から平成 30 年度までの債務負担行為により予算計上済）。</p> <p>文化芸術情報サイトの構築にあたっては、公立文化施設管理者及び鳥取県文化団体連合会に情報収集への協力を依頼する。</p>

意見	講じた措置
<p>集し、提供する必要がある。 については、文化団体や文化振興財団と協議を行い、多彩な文化芸術情報を効率的に収集するとともに、速やかに県民に提供する方策を検討されたい。</p>	
<p>5 福祉保健部 不妊に関する知識の啓発について（子育て応援課） 不妊治療は治療費が高額であり、また、健康保険が適用されない治療もあることから、治療を諦める者も少なくない。 一方、最近では、妊娠時期の高年齢化が進むほど、不妊リスクが高まることがわかってきている。こうした知識を習得させれば、就労、妊娠・出産等を控えた若い世代が、妊娠等の知識や妊娠適齢期を正しく理解した上で生涯設計を描くことができると考える。 県では、短大生や大学生に対して不妊に関する知識を習得させるよう努めているものの、妊娠時期の高年齢化が進むほど不妊リスクが高まるという事実が十分に認識されているとは言いがたいと考える。 については、不妊に関する最新情報に基づいて必要な知識を若い世代に習得させるとともに、妊娠適齢期に関する知識の啓発に努められたい。</p>	<p>妊娠、出産等を控えた若い世代（高校生、専門学校生及び大学生等）が、妊娠の知識及び妊娠適齢期を正しく理解し、ライフプランを描くことで将来の妊娠及び出産に備え健康づくりを積極的に行うことができるように、助産師による出前講座を平成25年度37講座実施した。なお、平成26年度は50講座の実施を予定している。 妊娠及び出産に関する県民向けセミナーを平成25年4月に、不妊勉強会・相談会を平成25年9月に開催し、妊娠及び出産に関する正しい知識及び不妊治療に関する最新情報を提供した。 また、テレビ・ラジオ（4月）、新聞（2回）、県政だより（9月）、フリーペーパー（9月）で不妊リスクや妊娠適齢期等の啓発を行った。今年度も引き続き新聞等により啓発を行っていく。</p>
<p>6 生活環境部 小規模団地等の市町村への移管について（住宅政策課（住まいまちづくり課）） 市町村に管理を委託している小規模団地等については、市町村の要請に基づき建設したものであるが、入居者は地元の方で固定化されており、実態として、市町村営住宅として機能している。 このため、県では小規模団地等を市町村へ移管することが適当であると考え、平成17年度に対象市町村に移管に関して説明を行っているが、これまで移管対象戸数の約4分の1にあたる194戸（10団地）を移管したのみで、多くの団地が未移管の状況にある。 この状況は、平成17年度に移管の説明と要請を行って以降、働きかけの多くは事務的な協議や文書での意向照会にとどまり、積極的な説明や働きかけを行っていないことに原因があると考え。 については、建設に至った経緯や移管の考え方等を改めて首長に直接説明するなど、移管が促進されるよう、強力に働きかけられたい。</p>	<p>八頭町からの移管要望を受け、協議を進めた結果、平成25年8月に県営住宅丸山団地を移管することができ、平成26年3月には、県営住宅北山団地の平成27年度からの移管について、八頭町長から承諾を得た。 また、鳥取市とも個別に協議を行い、宇倍野第一及び第二団地並びに西郷団地の3団地について、移管等に向けて調整していくこととなった。 これまでの交渉経過を踏まえると、市町村の理解を得ることは容易ではないが、改めて平成26年7月に開催した県市町村の公営住宅担当部局で組織する鳥取県地域住宅協議会で、移管対象年数に至らず未交渉であった団地も含め、移管方針を説明し、その後個別協議を行っていくこととした。</p>
<p>7 商工労働部 求職者に対する就職支援体制の強化について（雇用人材総室） 県では求職者に対する就職支援のため、国等と協力して若者仕事ぷらざ及びふるさとハローワークを設置するとともに、県独自にミ</p>	<p>求職者の就職支援を強化するため、次のとおり事業を実施している。</p>

意 見	講じた措置																		
<p>ドル・シニア仕事ふらぎを設置して、就職関係情報提供、キャリアコンサルティング、職場体験講習など幅広いサービスを行い成果を上げている。</p> <p>一方、県内の雇用情勢は平成21年9月のリーマンショック後、極めて厳しい状況が続いており、今後も県内外の企業の事業再編などに伴う離職者の増加が見込まれている。</p> <p>については、今後、増加が見込まれる求職者の多様なニーズに手厚く対応するため、国等の関係機関との連携を深め、就職支援体制の一層の強化充実を図りたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内主要製造業の事業再編等に対する雇用対策及び企業再生支援等に取り組むために、知事をトップとする緊急雇用対策本部を、平成24年11月に立ち上げ、同時にワンストップ窓口（緊急雇用対策窓口）を県雇用人材総室内に設置した。 2 県内事業所の事業再編等による雇用不安に対処するため、商工団体、労働団体、金融機関及び行政の代表者による緊急雇用対策会議を、平成24年11月、平成25年5月、同年10月及び同年11月に開催し、対応策、支援策等を協議した。 3 平成24年度11月補正予算及び平成25年度当初予算により、生産量の減少等に伴う人員削減による離職者の労働移動を支援するため、労働移動緊急対策事業（単県事業）を実施し、当該離職者を正規雇用した県内企業に対して奨励金を支給している。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の状況(H26.11.30現在累計) <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>正規雇用者数</td><td>204人</td></tr> <tr><td>送出企業の認定</td><td>29企業</td></tr> <tr><td>受入企業数</td><td>137企業</td></tr> </table> ・平成25年度末時点の実績（事業累計） <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>正規雇用者数</td><td>137人</td></tr> <tr><td>送出企業の認定</td><td>23企業</td></tr> <tr><td>受入企業数</td><td>93企業</td></tr> </table> ・平成24年度末時点の実績 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>正規雇用者数</td><td>19人</td></tr> <tr><td>送出企業の認定</td><td>9企業</td></tr> <tr><td>受入企業数</td><td>17企業</td></tr> </table> 4 緊急雇用創出事業（鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金）の実施において、重点分野職場体験型雇用事業（平成22年度からの継続事業）、人材育成型雇用促進事業（平成25年度新規事業）など、体験や研修終了後に引き続いて雇用につながる可能性が高い事業に重点的に予算を配分している。 5 厳しい雇用情勢の中、県内求職者に対し、より多くの雇用機会を提供するため、鳥取労働局と共同して、平成25年4月から6月末までの3ヶ月間に1,000人の求人確保を目標として、約1,600社を訪問目標とする求人開拓を展開し、2,470社訪問し、1,797人の求人を確保した。 なお、平成26年度は求人状況が改善したため、実施しない。 6 県中西部における事業所閉鎖等に対処するため、平成25年5月に西部総合事務所内に特別相談窓口を設け、ハローワーク、若者仕事ふらぎ、ミドル・シニア仕事ふらぎ等との連携による再就職支援を実施するとともに、平成25年度6月補正予算により、特別相談窓口就業支援員を配置した。なお、平成26年度は求人状況が改善されたため、中部は特別相談窓口自体を廃止し、西部は窓口を継続して設置しているが就業支援員は配置していない。 また、中西部地区での労働移動支援体制を強化するため、離職者支援、求人開拓及び就職マッチング業務を行う就業支援員を、平成25年度6月補正予算で2名増員した。なお、平成26年度は求人状況が改善したため、就業支援員は配置していない。 	正規雇用者数	204人	送出企業の認定	29企業	受入企業数	137企業	正規雇用者数	137人	送出企業の認定	23企業	受入企業数	93企業	正規雇用者数	19人	送出企業の認定	9企業	受入企業数	17企業
正規雇用者数	204人																		
送出企業の認定	29企業																		
受入企業数	137企業																		
正規雇用者数	137人																		
送出企業の認定	23企業																		
受入企業数	93企業																		
正規雇用者数	19人																		
送出企業の認定	9企業																		
受入企業数	17企業																		

意見	講じた措置
<p>また、高等技術専門校では、平成23年度から緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として就職支援指導員を配置し、就職相談体制、企業対応等の充実を図り、その効果も上がってきたところであるが、当該基金事業は平成24年度限りで終了する。</p> <p>ついては、相談支援機能を高め確実な就職に結びつけるため、高等技術専門校への就職指導支援員の継続的な設置等、必要な対策を講じられたい。</p>	<p>7 平成25年度は、とっとり若者仕事ふらざ及びよなご若者仕事ふらざの若年者就業支援員をそれぞれ増員（3人→4人）し、就職支援体制を強化した。</p> <p>なお、平成26年度は、求人状況が改善したことに伴い、よなご若者仕事ふらざについては3名に戻している。</p> <p>8 求人状況が改善する一方で、業種による雇用のミスマッチが顕著となっており、その要因と考えられる従業員の処遇を改善させるため、平成25年度末より、人づくりによる経済再生成長戦略推進事業（緊急雇用創出事業）を通して企業の処遇改善への取組を支援している。</p> <p>また、人口減対策として、県内企業が求める技術人材を広く県外からも確保していくため、平成25年度より鳥取県技術人材バンクを創設し、県内3名、大阪2名、東京1名の6名のコーディネーターを配置して、県内への就職を希望する技術人材と企業とのマッチングを進めている。</p> <p>このほか、女性向けの就職支援を充実させるため、平成26年度よりレディース仕事ふらざを県内3箇所に開設したほか、女性及び障がい者の活躍の機会を拡充させるため、女性向けの創業支援の研修会の開催や障がい者の創業を支援する補助事業を創設するなど、多様なニーズに対応した支援施策を積極的に展開している。</p> <p>また、鳥取県立産業人材育成センター各校（旧高等技術専門校）の就職支援指導員について、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の平成25年度末までの延長を受け、平成25年度も当該基金事業で対応した。</p> <p>平成26年度については、求人状況の改善と基金事業の廃止に伴い、就職支援指導員は配置していないが、訓練生がより適性にかなう就職ができるよう、訓練を通じて訓練生の状況を把握している職業訓練指導員等も就職支援を行うこととした。なお、職業訓練指導員等が就職支援を行うに当たっては、従来の業務及び就職支援業務の効率化をすすめることにより、支援の質が低下しないようにしていく。</p>
<p>8 農林水産部 鳥取和牛の振興について（畜産課）</p> <p>県の和牛振興については、平成21年度に「鳥取県和牛ビジョン」を策定し、生産者、農業団体、行政が一体となり取り組んでいるところである。</p> <p>県では、「鳥取和牛」のブランド化の推進のため、近年の消費者の健康志向のニーズも踏まえ、従来の格付けとは異なるオレイン酸含有量に着目した新たな指標を導入し、「鳥取和牛オレイン55」のブランド化に取り組んでいる。この「オレイン55」に対する市場の評価は高く、全国からの引き合いも活発化している。</p> <p>しかし、「鳥取和牛オレイン55」の認定頭数が少ないことから、卸業者等からは安定的な供給ができる体制が求められている。</p> <p>この状況に対応するため、その元となる肉牛出荷頭数の増加にも取り組んでいるところであるが、今後、肉牛出荷頭数を増やすため</p>	<p>高齢化による廃業に伴い、肉牛農家戸数が減少している中、和牛の生産頭数の増加に向けて、酪農家や乳用育成牛を預託している鳥取県畜産振興協会などと連携を取りながら、受精卵の購入及び移植経費を支援するとともに、平成26年6月補正では受精卵移植に新規に又は拡充して取り組む際に奨励金を交付するなど和牛受精卵の移植頭数を増やす取組を行っている。さらに酪農家で生産される和子牛を集約的に育成する施設を整備する事業を推進し、平成25年度に25頭規模の牛舎が整備された。</p> <p>また、規模拡大を指向する農家の牛舎施設及び堆肥舎整備に対する支援については、飼料高騰及び牛肉の消費低迷によって農家は厳しい経営や先行き不透明な状態が続いていたことから、平成24年度は事業の実施はなかったが、平成25年度は堆肥舎2棟の施設整備と2戸の新規参入者が繁殖雌牛16頭の導入を行った。平成26年度も継続しており、今後も肉牛農家の経営体質強化のため支援を行う。</p> <p>「鳥取和牛オレイン55」の増産のため平成24年度と平成25年度に「鳥取和牛オレイン55」ブランド向上推進事</p>

意見	講じた措置
<p>には、経営体質の強化が不可欠と考える。</p> <p>については、和牛の安定的な生産体制を構築し、経営の効率化や規模拡大をさらに推進するとともに、「鳥取和牛」が和牛ブランドとして全国で高く評価されるよう一層努められたい。</p>	<p>業により、オレイン酸能力の高い雌牛の導入について支援をしており、繁殖雌牛（平成24年度：69頭、平成25年度：85頭）、肥育もと牛（平成24年度：88頭、平成25年度：60頭）が県内に保留された。さらに、平成24年10月と平成25年11月には生産者らを対象とした牛肉のオレイン酸を高める飼養管理のための研修会を開催した。</p> <p>また、畜産試験場ではオレイン酸を高める飼養管理技術の研究、オレイン酸を高める種雄牛の造成に取り組むなど高品質な「鳥取和牛オレイン55」の増産に向け取り組んでいる。そうした中、種雄牛造成においては、「福増」号が県歴代最高の産肉成績で平成26年7月に県種雄牛として選抜されるとともに、9月には「百合白清2」号が日本一の産肉成績を収めて県種雄牛に選抜された。続く「白鵬85の3」号も好成績が期待されており、鳥取県が県内外の畜産関係者から熱い注目を集めている。</p> <p>これらの種雄牛の活用により本県産子牛の市場評価は高まり、高品質な和牛肉の増産が期待されることから、平成26年11月補正では高能力子牛（「百合白清2」号等が父）の県内保留対策や受精卵の供給体制整備とともに、販売対策としての県有種雄牛のPR対策にも取り組むこととしている。平成29年に宮城県で開催される全国和牛能力共進会での好成績獲得の期待が非常に高まっており、全共終了時には「百合白清2」号の肥育牛が本格的に出荷される見込みであることから、生産者や団体等をメンバーとした鳥取県和牛振興戦略会議を立ち上げ、鳥取県和牛ビジョンへの反映及び具体的施策の実施を進め、この機会に「鳥取和牛」が全国トップレベルの和牛ブランドとなるよう取り組んでいく。</p>
<p>9 会計管理者 財務会計事務の適正化について（会計指導課） ア 財務会計事務の周知徹底について 平成23年度決算に係る定期監査結果では、前年度に比べ不適正な事務処理の件数は減少しているものの、収入事務では調定遅延、契約事務では契約書の条項漏れ等の不適正な事務処理が依然として相当数見受けられた。</p> <p>これらの主な発生要因としては、担当者及び上司の事務処理方法の改正等に対する認識不足や、平素からの事務処理に対する把握意識の欠如からくる上司の進行管理不足であった。</p> <p>については、不適正な事務処理が繰り返されることのないよう、事務処理が改正された事項の周知と適正な進行管理の徹底について指導されたい。</p> <p>イ 事務処理の確認体制の強化について 不適正な会計事務の中には、収入証紙特別会計において公金振替の金額を誤ったまま確認することなく、決算を行ったものが見受けられた。</p> <p>また、年度末や出納整理期間終了間際に行った事務処理では、最終的に修正はなさ</p>	<p>アについて 事務処理が改正された事項については、その都度の通知文書によるほか、平成25年3月及び4月の制度説明会、平成25年4月の新規出納員、分任出納員及び会計員研修会、平成25年5月の会計事務基礎的業務力向上研修会、平成25年10月の会計事務別研修会及び「会計局からのお知らせ」メールにより周知している。</p> <p>適正な進行管理の徹底については、平成23年度に通知したほか、平成25年度新任課長補佐研修など各種会計研修会で注意喚起をしているところであり、引き続き各種会計研修会の中で注意喚起を行うとともに、会計実地検査の検査及び指導でも徹底していく。</p> <p>イについて 正確な決算に向けて、平成25年4月から5月までの出納整理期間中に「会計局からのお知らせ」メールにより、各課で行うべき事項について周知するとともに、出納整理期間における事務手続について通知を行った。</p> <p>証紙収入については、証紙収入状況の報告を依頼する際、証紙収入整理簿等と状況報告の数字を確認するよう注意喚</p>

意見	講じた措置
<p>れたものの、決算に影響を与えかねない誤った事務処理も見受けられた。</p> <p>これらの誤りは、担当課及び会計局の確認が不十分であったことによると考えられる。</p> <p>については、事務処理の確認体制の強化を徹底するとともに、年度末及び出納整理期間における事務処理において決算が正確に行われるよう特段の注意を払われたい。</p>	<p>起を行った。</p> <p>会計局での確認体制の強化については、例年6月に作成していた歳入歳出総括表及び歳入金歳出金月計対照一覧表を新たに平成25年5月にも作成し、会計局で確認を行った。</p>
<p>10 教育委員会 (1) いじめ問題への取組について（教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、教育センター（いじめ・不登校総合対策センター）、高等学校課）</p> <p>学校におけるいじめ問題は、昨年10月の大津市の中学生の自殺に端を発し、本年9月には川西市の生徒の自殺等、全国的な社会問題になっている。</p> <p>また、本県でも、米子市においていじめによる被害届が警察署に提出され、境港市においてもいじめが懸念される事案が発生する等、深刻な問題となっている。</p> <p>いじめの発生事案からは、学校でいじめの把握ができていなかったり、その把握が遅くなる等の問題もあり、的確な対応がなされていない状況もうかがえる。</p> <p>このような状況に対応するためには、平素からいじめの実態を常に把握し、県及び県教育委員会、市町村教育委員会、学校、保護者等が一層の連携を行う必要がある。</p> <p>については、県教育委員が県民に対し、いじめ問題に対する姿勢を明らかにし、いじめを許さない地域・学校文化、学級づくり、いじめの早期発見・早期対応及び事案が発生した場合の迅速で誠意ある対応等の対策を講じられたい。</p>	<p>いじめ問題に対する姿勢を明らかにするため、平成24年12月に発行した「教育だより とっとり夢ひろば」で、いじめに対する教育委員長のメッセージを全ての児童生徒を通じて、保護者へ配布し、平成24年10月に「いじめ対策指針」を改訂し、深刻化するいじめの事案や新たに発生しているネットいじめの問題等も盛り込んで、県内全ての小中高等学校及び特別支援学校に県としてのいじめに対する指導・対応のあり方を明示した。</p> <p>いじめを許さない地域・学校文化・学級づくりについては、「明日へつなぐ心のキャンペーン」を展開し、各学校で「いじめゼロ集会」や「いじめゼロ宣言」等を実施し、希望に応じて「明日へつなぐ心のバッジ」を提供するほか、保育園、幼稚園及び認定こども園には、「ともだちのうた」CDを配布し、希望する園には缶バッジを提供することにより、啓発を行っている。</p> <p>また、平成25年8月にいじめ問題シンポジウムを開催し、いじめを生まない学校、地域づくりのために、児童生徒、教職員、保護者及び地域の大人それぞれの立場でできることについて考えるきっかけの場を提供するとともに、平成26年2月に教職員を対象とした「いじめのない学校づくりのために～いじめ防止対策推進法をふまえて～」研修会を開催した。</p> <p>いじめの早期発見については、平成24年度9月補正予算で心理検査hyper-QUの実施を計上し、平成24年度中に、県内全ての小中高等学校及び特別支援学校で心理検査を実施し、平成25年度には心理検査結果を活用した「子どもたちの社会性を育む事業」を継続実施することとし、心理検査の活用等についての校内での分析及び研修に、県教育委員会より講師を派遣し、教職員の資質向上に努めている。</p> <p>また、平成25年度から、いじめが起きているかどうかをキャッチする無記名式の「いじめと心のアンケート」を作成の上、とりネットに掲載し、その利活用を校長会や生徒指導担当者の会で呼びかけた。</p> <p>いじめの早期対応については、平成24年11月から「24時間いじめ相談専用メール」を設置し、従来から行っている24時間電話相談「いじめ110番」とあわせ、いじめられている児童及び生徒並びに保護者からの相談に対応するとともに、相談窓口を周知するため、県内全ての小中高等学校及び特別支援学校へ相談窓口カードを配布した。</p>

意見	講じた措置
	<p>さらに、いじめ対策等の一層の充実を図るため、平成 25 年 4 月に「いじめ・不登校総合対策センター」を設置し、いじめ及び不登校に関する相談窓口の充実、学校支援、研修等を展開するとともに、教育委員会内に「いじめ・不登校対策本部」を設置し、その本部会議において、いじめ及び不登校について課題を確認し、対策の充実及び強化を図っている。</p> <p>いじめへの誠意ある対応については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮しながら、学校全体で組織的に対応するとともに、学校だけでは、解決困難ないじめ事案に対しては、平成24年度より、市町村や学校からの要請に応じて、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、学識経験者等で構成するサポートチームを派遣する体制を整えている。</p> <p>さらに、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、県の「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成 26 年度より「いじめ問題対策連絡協議会」を設置して取組を進めている。</p>
<p>(2)心の病気を抱える小中学校教職員への対応について（教育総務課）</p> <p>教職員の仕事は、児童・生徒の人格形成に関わる専門的な業務であり、近年の社会情勢の変化等により、極めて緊張感の高い状況に置かれている。このため、県立学校では、教職員に対して、健康管理主事が健康管理を行い、さらに心の病気を抱える教職員に対しては、早期から健康管理主事や主治医等と連携した療養支援を行っている。</p> <p>しかし、小中学校の教職員に対しては、健康管理を含めた服務監督は、市町村教育委員会の所管であるため、心の病気については90日以上休職者を中心とした対応にとどまっており、また、小中学校の教職員に対する県教育委員会の関わりが少ないため、県立学校の教職員に比べて、実態把握が不十分となり、療養支援が十分に行われていないことも懸念される。</p> <p>心の病気は、早期に発見し、早期に対応することが極めて重要であり、また、心の病気を抱える教職員は、相変わらず減少していないことから、県教育委員会は任命権者として、小中学校の教職員に対しても十分に対応する必要がある。</p> <p>ついては、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、小中学校の教職員の心の病気を早期に発見するとともに、早期にきめ細かな療養支援が行われる体制づくりを検討されたい。</p> <p>また、臨床心理士を定期的に教育センターに派遣し、随時カウンセリングを受けることができる等の相談体制の整備に努められたい。</p>	<p>監査意見に基づき、市町村立小中学校の教職員についても、平成 24 年度から、県教育委員会事務局及び県立学校の教職員と同様に、30 日以上 90 日以下の長期病気休業者を把握し、市町村教育委員会と連携しながら、必要に応じて本人との面談を行うとともに、所属等との調整、共済組合のストレスドック、専門医の紹介など個々に合わせた早期の対応に努めている。</p> <p>また、平成 24 年 7 月から、心の健康相談員（臨床心理士）を教育総務課内に配置し、県立学校及び市町村立小中学校の教職員に対して、対象者が随時カウンセリングを受けることができる相談体制の整備を進めている。</p> <p>さらに、平成 25 年度に初期的なストレスを発見するストレスチェック票を作成し、抽出した市町村立小中学校の教職員に対して、平成 26 年 9 月からこれを用いて心の健康相談員が面談・相談を行う事業を実施している。</p>

意見	講じた措置
<p>(3) 高等学校生徒への特別な支援に係る情報提供や支援体制について（特別支援教育課、高等学校課）</p> <p>小中学校においては、発達障がいのある児童生徒のうち、知的障がいを伴わない者は特別支援学校の入学対象とならず、学習や生活の面でサポートが必要な場合は、一般の小中学校に在籍して、児童生徒ごとに個別の教育支援計画を作成して支援を行っている。</p> <p>高等学校においても発達障がいのある生徒の支援を図るためには、個別の教育支援計画の作成が必要であり、そのためには中学校から高等学校へ個人の情報を引き継ぐ必要がある。</p> <p>しかし、保護者の意向等により、中学校から高等学校へ引き継がれていない場合も想定されるが、個別の教育支援計画の高等学校への引継状況を十分に把握していない状況が見受けられた。</p> <p>については、発達障がいに係る個別の教育支援計画の中学校から高等学校への情報提供が行われていない実態やその原因を把握し、円滑な情報提供の仕組みづくりを検討されたい。</p> <p>また、高等学校において発達障がい、被虐待、不登校等の問題を抱える生徒に対応するためには、福祉相談センターや福祉・医療機関等との連携も必要である。</p> <p>については、各高等学校の状況をよく把握し、必要な生徒に十分な対応ができるよう、スクールカウンセラーの常駐化やソーシャルワーカーの配置なども検討されたい。</p>	<p>中学校から高等学校への情報提供が行われていない原因としては、高校入学を機会に、本人及び保護者が特別な支援なく高校生活を送ることを望んでいたり、中学校での支援計画自体、保護者の了解を得て作成されたものが約6割（平成24年12月調査）にとどまっていることなどが考えられる。</p> <p>引継の実施は、平成23年度県立高等学校入学生から開始しており、小中学校長会で周知、平成25年3月には保護者向けに支援計画の作成、活用を啓発するリーフレット「支援をつなぐ」を作成し、保護者及び小学校、中学校及び高等学校の全教職員へ配布したところであり、引継率は、平成23年度47パーセント、平成24年度53パーセント、平成25年度71パーセントと年々上昇している。</p> <p>（平成23年度及び平成24年度は県立高等学校のみ、平成25年度は私立高等学校も含む。）</p> <p>中学校から高等学校への情報提供が行われていない実態及びその原因の把握を目的として、平成25年10月に公立の小学校、中学校及び高等学校を対象として調査を行い、今後、分析結果を踏まえて、円滑に引継が行われるような仕組みづくりを進めていくこととする。</p> <p>また、スクールカウンセラーについては、県内の臨床心理士は人材に限られており、これ以上の増員は難しいところであるが、非常勤のスクールカウンセラーの配置時間数について、平成24年度年間140時間から平成25年度年間210時間までの勤務時間として、拡充した。</p> <p>いじめ、不登校、暴力行為及び児童虐待等の生徒指導上の課題への対応については、平成25年度から、スクールソーシャルワーカー（非常勤）を、鳥取緑風高校及び米子白鳳高校に各1名配置し、配置校以外からの県立高校からの要請にも対応する取組を開始した。平成26年度からは倉吉東高校にも配置し、東部、中部及び西部の各地区ごとで、学校と福祉関係機関がつながり、教育相談体制を充実させた。</p> <p>なお、各学校に教育相談の中心的な役割を果たす教員を養成するため、平成20年度から、鳥取大学医学部の臨床心理学専攻講座に毎年1名を現職教育研修として1年間派遣している。</p>
<p>(4) 昼間定時制高等学校の見直しについて（高等学校課）</p> <p>定時制高等学校は、様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して高校教育を受ける機会を与えるために設けたものである。</p> <p>昼間定時制では、生徒の多様なニーズに応えるため午前部及び午後部を設置しているが、午後部のかなりの生徒は午前から登校している状況である。</p> <p>また、午前部を希望した生徒が定員の関係で午後部の入学となっているケースも多く見受けられた。</p> <p>このような状況を踏まえると、生徒の希</p>	<p>昼間定時制高校が設置された当初の目的からすれば、入学時に午後部を希望する生徒が少数でも存在することや、修業年限4年以上を想定している中、3年での卒業を可能とするため多部制にしていることを踏まえると、午後部は存置する必要がある。</p> <p>ただし、割り振った定員以上に午前部を希望する生徒数が多くなっている現状を踏まえ、平成26年度入試以降の午前部、午後部の募集定員については、次表のとおり対応することとした。</p>

意見	講じた措置				
<p>望に対応するため、午前部と午後部を統合したコースの設定についても検討の余地があると考えます。</p> <p>また、生徒の中には、引きこもり、対人不安や不登校等の問題を抱えた生徒もあり、中途退学者も多いことから、生徒指導等の個別の対応が必要であるため、学校にスクールカウンセラーの常駐化を望む声がある。</p> <p>さらに、学校施設においては、旧鳥取農業高等学校、旧淀江産業技術高等学校の跡地を利用して開校したことから、現行の学校運営で使用しない未利用施設や老朽化した施設等が多く見受けられ、教育環境として好ましい状況ではなかった。</p> <p>については、昼間定時制高等学校が設置されてから7年以上も経過したこともあり、昼間定時制高等学校の問題点を整理し、必要な見直しや対策を検討されたい。</p>	学校名	平成25年度まで		平成26年度から	
		午前部	午後部	午前部	午後部
	鳥取緑風高校	35人	35人	50人程度	20人程度
米子白鳳高校	30人	30人	34人程度	26人程度	
<p>(参考) 過去3年間の午前部希望の午後部入学者数の平均は、鳥取緑風高校が約7人、米子白鳳高校が約2人</p> <p>なお、平成25年度入試においては、鳥取緑風高等学校の午前部の志願者が多いことを踏まえて、午前部の合格者を当初の募集定員より3名増やして対応した。</p> <p>スクールカウンセラーについては、平成25年度から配置時間を週1回4時間から週1回6時間へ増やすとともに、いじめ、不登校などの生徒指導上の課題に対応するため、平成25年度からスクールソーシャルワーカー1名を配置し、スクールカウンセラーと合わせて生徒指導や教育相談体制の充実を図っている。</p> <p>鳥取緑風高等学校及び米子白鳳高等学校における未利用・老朽化施設については、平成25年度から平成26年度にかけて、解体撤去を行うこととした。</p> <p>また、鳥取緑風高等学校内にある県立博物館が使用していた未利用施設2棟については、平成26年4月に博物館に所属換した。</p>					
<p>(5) 博物館所蔵品の所蔵場所の確保等について (博物館)</p> <p>博物館では、膨大な数の貴重な所蔵品を保管しているが、所蔵場所が不足しているため博物館以外でも保管せざるを得ない状況になっており、平成15年度以降は資料等の寄贈受入を抑制している。</p> <p>厳密な温湿度管理が必要な所蔵品は、博物館の史料書庫、資料保管庫、絵画収蔵庫及び美術収蔵庫等に所蔵しているが、所蔵品全体の約247千点のうち、厳密な温湿度管理を要しない鉱物資料など約4,500点の所蔵品は、高等学校の使用されていない実習室等に保管している。</p> <p>博物館が所蔵するこれらの貴重な文化資源は、次世代に良好な状態で引き継ぐとともに、資料として価値の高いものは広く県民へ公開するべきと思われる。</p> <p>しかし、年々所蔵品が増え、温湿度管理ができる保管場所も飽和状態になっていることから、所蔵品の適正保管や公開に支障を来すことが懸念されているところである。</p> <p>については、貴重な所蔵品を県民に公開することを念頭に置き、良好な状態で適正に保管できる所蔵場所の確保等を早急に検討されたい。</p>	<p>博物館では、これまで毎年増加する資料を保管するスペースとして、本来収蔵庫でない場所も収蔵スペースとして利用してきた。</p> <p>平成21年度から3カ年計画で鳥取緑風高校の旧実習棟の活用や、館内に保管庫や書架を新設するなど、館内外の収蔵スペースを確保するための取組を行ってきており、鳥取緑風高校の旧実習棟については、博物館の所蔵品管理の上で、必要不可欠な施設であることから、平成26年4月に博物館に所属換を行い、専用の収蔵管理スペースとして今後一層有効に活用することとした。</p> <p>また、博物館は収蔵スペースの狭隘化のほかにも老朽化や駐車場不足の慢性化など多くの問題があり、抜本的なあり方を検討すべき時期に来ている。このため、平成25年度においては、今後のあり方について館内で検討を行うとともに、博物館協議会でも意見をいただいた上で、調査検討を行う経費を平成26年度予算に計上したところである。</p> <p>平成26年度においては、6月に鳥取県立博物館現状・課題検討委員会を設け、8月に第1回委員会を開催し、年度末まで、従来の取組の点検や問題点の整理などを行うこととしている。</p>				